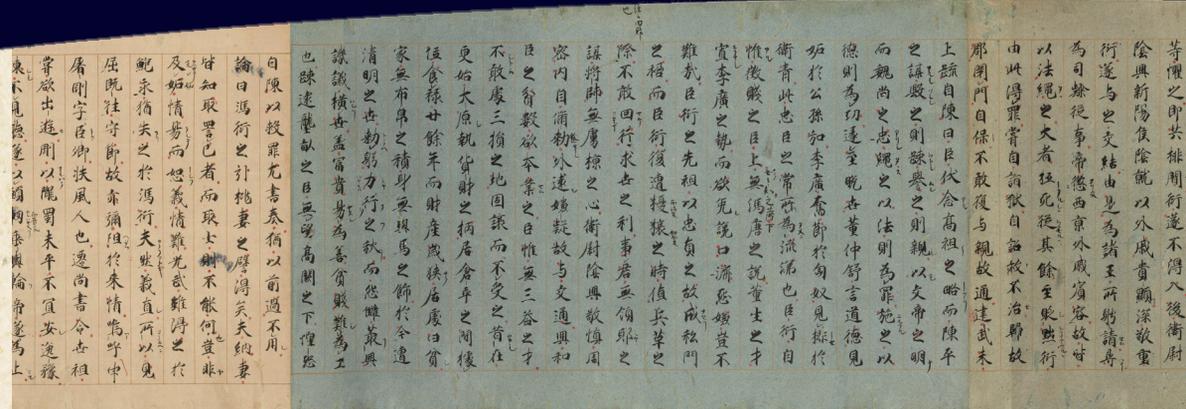


中國典籍日本古寫本の研究

Newsletter No. IV

2018. 1



目次

1. 旋風装は日本に行われたか？
高田 時雄 (1)
2. 愛知縣一宮市木村家藏〔鎌倉末南北朝〕寫論語集解について
高橋 智 (4)
3. 『晉書』卷八十一殘卷の綴合箇所
藤井 律之 (10)
4. 京都大學人文科學研究所の前身と中國典籍日本古寫本一寫本の複製を中心に
永田 知之 (12)
5. 米澤善本『困學紀聞』寫本について
玄 幸子 (15)
6. 古筆切としての漢籍古鈔本の特徴
田良島 哲 (19)
7. 王勃の祭文について—王勃集卷二十九
道坂 昭廣 (22)
8. 神田本『白氏文集』卷第三裏書に見える「會要」記事について
辻 正博 (25)
9. 活動記録 (28)
10. 科研スタッフ紹介 (28)
11. 今年度活動予定 (28)

旋風装は日本に行われたか？

高田 時雄

飛鳥奈良時代以來日本にもたらされた中國典籍は、内外典とも基本的に卷子、すなわち巻物のかたちで行われた。平安時代の中後期になると、次第に冊子本が出現するようになるが、寫本時代の書籍の装幀は卷子が主流であったことは間違いない。

卷子から冊子への變遷は中國でも同様であって、書物はやがて卷子を棄て、冊子に移り變わっていく。宋元以降の刻本全盛の時代になると、もはや完全に冊子の時代となったことは周知のとおりである。もちろん冊子といっても、その形態は刊本初期の蝴蝶装からやがていわゆる綫装本に變化するが、これは卷子から冊子へという大變革に比べれば、さして大きな變化とはいえない。

ところで中國では卷子から冊子への過渡期に旋風装という装幀様式の存在したことが前世紀八十年代から論議されるようになった。旋風装という用語は南宋の張邦基『墨莊漫錄』など中國の幾つかの文獻に見えているが、その實態についてはよく分かっていなかった。ところが北京の故宮博物院に所藏される傳吳彩鸞筆『刊謬補缺切韻』や、敦煌遺書のなかに見られる様式が

それであると看做されるようになったのである¹。その様式というのは、両面に書寫した料紙の右端を糊付けて重ねたあと、右から全體を巻き込んで巻物状に納めるというもので、見た目には卷子、繙讀の際には一枚ずつ開いて讀む點では冊子本に近いという、まことに卷子と冊子の中間に位置する形態と言える。旋風装は元人王惲(1227-1304)の『玉堂嘉話』では龍鱗装とも呼ばれている。重ねた料紙が龍の鱗のように見えることからの命名である。

中國では卷子から冊子への過渡的な形式として旋風装が存在したことは、今日ほぼ定論となっている。では奈良平安朝に、中國から大量かつ不斷に書籍を輸入していた日本にも、この装幀様式は伝わっていたであろうか？少なくとも今日、實物標本は伝わっておらず、また文獻にもはっきりした記載は見当たらないので、その傳來については當面確證を缺く。

1 最初にこの問題を提起したのは中國國家圖書館の李致忠「古書“旋風装”考辨」『文物』1981年第2期で、その後少なからぬ関連論文が發表されているが、紙幅の関係でここには挙げない。

科學研究費助成金・基盤研究 (A)
「中國典籍日本古寫本の研究」
研究代表者：高田 時雄

ところで、中國の文獻に見える旋風装の形態について、日本の學者はかつてある假設を提示していた。それは島田翰（1879-1915）の説であって、その『古文舊書考』に以下のように述べている²。

何謂旋風葉？予猶逮見舊鈔本『論語』及『醜酬雜事記』，所謂旋風葉裝也。旋風葉者，蓋出於卷子之變，夫卷子之制，每贖一書檢一事，紬閱展舒，甚爲煩數，於是後世取卷子，疊摺成冊，兩折一張裱紙，繫粘其首尾於標紙，猶宋槧藏經，而其制微異，而其翻風之狀，宛轉如旋風，而兩兩尚不相離，則又似囊子，故皇國謂之囊草子也。

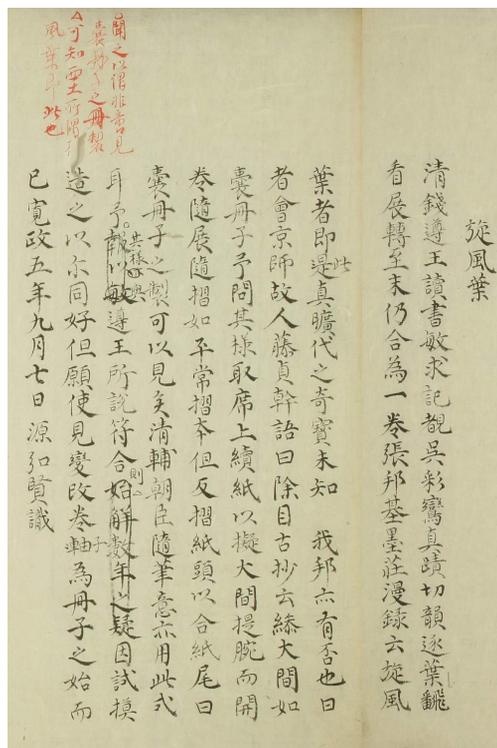
島田翰によれば、旋風装というのは、佛典の折本のようなかたちで、前後の表紙部分を貼りあわせたものだという。あいだの各葉は表紙に糊付けされていないので、その部分をすべて取り出してひろくと、まさに風にはためくようかたちになり、また前後が綴じられているため、全體が袋のように見える。これがすなわち旋風装だというのである。この説は近年まで比較的多くの賛同を得、中國でもこの説を採用する學者があった³。もともと島田翰が見たという舊鈔本『論語』や『醜酬雜事記』が本當に彼の言う旋風葉であったかどうかについては問題があるうえに、『古文舊書考』で島田翰が見たと稱する古籍については、識者が指摘するように、その存在について甚だ疑問が多いのである。ただこのような装幀様式が古書にいう旋風装であるという考えは、日本では實は島田翰に始まるものではない。江戸時代、すでにその説を唱えるものがあつた。いまそのことについて少しく吟味したい。

屋代弘賢（1758-1841）は江戸後期の學者で、幕府の右筆を務める一方、有職故實及び書誌に詳しい國學者であつた⁴。その屋代弘賢の残した漢文による筆記に『屋代弘賢漢文艸稿集』と題される一冊があり⁵、その中に「旋風葉」という以下の興味深い一節がある（圖一）。

清錢遵王『讀書敏求記』：「觀吳彩鸞真蹟『切韻』逐葉翻看，輾轉至末，仍合爲一卷。張邦基『墨莊漫錄』云旋風葉者即此。真曠代之奇寶。」未知我邦亦有否也。

2 『古文舊書考』（明治37年（1904）民友社版）卷一、第25葉。
3 杜偉生「古書旋風裝的再考辨」『國家圖書館學刊』1986年第4期、第31頁。
4 屋代弘賢はその藏書の富を以ても知られている。その藏書樓は「不忍文庫」と稱され、藏儲五萬冊に及んだが、歿後、縁故のあつた徳島藩主蜂須賀齊昌に譲渡され、「阿波國文庫」に入った。しかるに同文庫は太平洋戦争の最中に米軍の空襲により大部分が焼亡した。
5 早稲田大學圖書館の所藏で、全冊の畫像が古典籍總合データベースで公開されている。小文の書影もこれに據つた。

日者會京師故人藤貞幹語曰：『除目古抄』云：繚大間如囊冊子。」予問其様，取席上續紙以擬大間，提腕而開卷，隨展隨摺，如平常摺本，但反摺紙頭，以合紙尾，曰：「囊冊子之製，可以見矣。清輔朝臣隨筆，亦用此式耳。」予聞之以謂非昔見囊冊子之製，其様與遵王所說符合，則可知西土所謂旋風葉即此也。因試模造之，以示同好，但願使見變改卷子爲冊子之始而已。寛政五年（1793）九月七日源弘賢識。



圖一：屋代弘賢「旋風葉」

この一文で、屋代弘賢は藤貞幹⁶の旋風装に関する考えを披露しているのだが、その考えは島田翰とほぼ同じで、「囊冊子」という名稱も用いている。相違するのは、藤貞幹はその装幀の實物標本として、大間書（おおまがき）を取り上げている点である。藤貞幹は『除目古抄』の「大間を繚ること、囊冊子の如し」という語を根據にしている。「繚」の字は「繰」の別體であり、また「繰」とも書かれる。古く日本では「くる」と訓讀され、「糸を引き出す」、「書物の頁をめくる」といった意味に使用された。したがって「繚大間」というのは「大間（書）を翻閱する」という意味である。大間書というのは、宮中で毎年春秋の二回行われる除目（諸官の任命を行う儀式）の際に用いる特別な簿冊であつて、位階氏名などを記入するための餘白が大きく取つてあり、そのために大間書と呼ばれる。平安時代の遺品はすでに見られないが、

6 藤貞幹（1732-1797）は、江戸中期の國學者で、古物の考證に秀で、とくに有職故實に詳しくあつた。



圖二：大間書の様式

室町時代のもは實物が伝わっており⁷、その様式を細かに説明した解説書も存在する。そういった解説書の一つ『縣召除目次第』には、その大間書の様式が「大間綴疊体」として圖示されている(圖二)⁸。折り疊んで冊子状にしたものを、表紙で包む

ようにしてあるのがよく分かる。

藤貞幹と島田翰の講説のあいだに繼承關係があるのかどうかは不明だが、奇しくも両者が旋風装を同じように解釋しているのは注意される。日本には今日論定されている旋風装(龍麟装)の實物が傳承されていない上に、関連する文獻上の記載も存在しない条件下では、兩人がこういう結論に至ったのは致し方ないところであろう。

日本には、旋風装は傳來していなかった可能性が高いと思われる。たとえごく僅かに伝わっていたとしても、一定期間安定した装幀様式として行われていたとは到底考えられない。ただ一つ考えられることは、『切韻』系の韻書には旋風装仕立てのものがあつた可能性である。中國文獻で旋風装について語られるのは、すべて『切韻』(『唐韻』)、そして吳彩鸞が小楷で寫したとされる寫本である。現存する故宮藏本もまた吳彩鸞筆とされる『刊謬補缺切韻』である。敦煌遺書中には、『切韻』以外にも旋風装と思われるものがなくはないが、多くはやはり『切韻』の寫本である⁹。敦煌からは刻本の『切韻』も發見されているが、その装幀は旋風装ではなく卷子であつたらしいのは、面白く感じられる。刻本は不特定多數の購買者を前提としているため、傳統を墨守する商業上の必要性があつたものと見られる。もちろん宋代になると、刻本韻書も時代に即應して冊子の形態を取るようになっていたことは、藤原實資『小右記』の長元二年(1029)

四月四日の記事「獻唐模本『廣韻』葉子、同『玉篇』葉子、新書『文集』葉子……」によって知られる。模本とは明らかに刻本の謂であり、それが葉子であつたというのは即ち冊子のことである。つまりこの頃には刻本の篇韻がすでに冊子體で行われていたことがわかる。

さて王朝時代の日本には數多くの『切韻』系韻書がもたらされていた。『日本國見在書目錄』には陸法言以下、王仁煦、釋弘演、麻杲、孫愐、孫佑、長孫納言、祝尚丘、王在藝、裴務齊、陳道固、沙門清徹、盧白始、蔣魴、郭知玄、韓知の十六家『切韻』が著録され、九世紀後半に編述された菅原是善の『東宮切韻』には、十三家の『切韻』が利用されている。これらの『切韻』はすべて寫本であつたらうから、中には吳彩鸞寫本のような旋風装のものがあつたことを完全に否定することは出来ない。しかしそれは今となっては想像し得るだけである。

先に中國の書物の装本形態は、大まかに言って卷子から冊子へという變遷を辿つたことを述べた。ところで奈良平安朝には數多くの留學生や僧侶が唐に渡つて、研學に勤しんだ。彼らが中國で書物に觸れたときは、まさに過渡期に當つていた。弘法大師空海(774-835)が唐から持ち歸つた『三十帖策子』(京都仁和寺藏、國寶)はすでに卷子ではなく、冊子である。これは空海の私的な學習ノオトと言ってもよいような性質のものであるから、あるいは例外とすべきかも知れない。しかし865年に歸國した宗叡(809-884)の『新書寫請來法門等目錄』末尾に列擧する「雜書」中、「祕錄藥方一部六卷」には、下に「兩策子」と注してあつて、その装幀は明らかに冊子であつたと思われる。

さらに時代が下り、平安中期以降になると、冊子の形態をとる書物は増加傾向を示すようになる。藤原道長の日記『御堂關白記』に見える『群書(治要)』十帖五十卷や、藤原行成の『權記』に見える『蓮府秘抄』十一帖、『和名類聚抄』四帖、『日本抄』一帖など、「帖」で數えてあるものはすでに冊子の體裁であつたと考えられるから、『群書治要』のようなものも冊子で行われていたことが知られる。

このように日本でも卷子から冊子への變化は着實に進行していたのであり、今日考えられているような旋風装が一般的な装幀様式として行われたとは考えにくい。さらに言えば、中國でも旋風装はある限られた種類の書物(例えば『切韻』系韻書)に、そしてある限られた時代にのみ行われた、一種の過渡的な装幀様式であつたに過ぎないように、筆者には思われる。

7 宮内廳書陵部『除目』(平成20年(2008)10月20日~25日展示圖録)及び『皇室の至寶——東山御文庫御物』1(毎日新聞社、1999年)の圖版に見える。ただし見たところ原狀では卷子として保存されているようだ。

8 上掲『除目』所掲の圖版による。

9 拙文「敦煌韻書の發見とその意義」『草創期の敦煌學』(東京:知泉書館、2002)、244-248頁。

愛知縣一宮市木村家藏〔鎌倉末南北朝〕寫 論語集解について

慶應義塾大學 高橋 智

2014年7月刊行の本 Newsletter No.1の「日本南北朝時代寫本『論語集解』概略」に記したように、日本に於ける外典中、最も傳存の多い『論語集解』古寫本のなかで、特にその源流を爲す鎌倉末南北朝期の古寫本に就いては、個別の傳本の詳細な研究が爲されているものが殆どである。鎌倉期と南北朝期とを連続的に捉えることができる傳本の例としては、以下の13種が現存するが、そのうち、猿投神社所藏本については、「南北朝時代古鈔本論語集解の研究—猿投神社所藏本の意義—」『斯道文庫論集』(43輯 2009)、臺北故宮本については、「南北朝時代古鈔本論語集解の研究—臺北故宮博物院所藏楊氏觀海堂舊藏本—」『藝文研究』(101號 2016)、東洋文庫清原教隆本については、『古典研究會叢書 漢籍之部 4』(汲古書院 2017)の「書誌解題」を参照していただく。ここでは木村家藏の古鈔本の概略を紹介する。

- 1, 東洋文庫所藏 正和4年(1315)鈔本 清原教隆傳來本 10帖(重文)
- 2, 東洋文庫所藏 貞和3年(1347)藤宗重跋鈔本 10冊
- 3, 宮内廳書陵部所藏 嘉曆2・3年(1327・1328)鈔本 清原教隆校 10冊
- 4, 蓬左文庫所藏 元應2年(1320)鈔本 10冊(重文)
- 5, 大谷大學所藏 徳治3年(1308)鈔本 1巻(存巻3)
- 6, 杏雨書屋所藏 鎌倉末南北朝時代鈔本 1巻(存巻5～10)
- 7, 大東急記念文庫所藏 建武4年(1337)校本 10冊(重文)
- 8, 村口書房所藏 南北朝鈔本 10冊
- 9, 臺北故宮博物院所藏 楊氏觀海堂舊藏 感應1年(1350)鈔本 10冊
- 10, 猿投神社所藏 康安2年(1362)鈔本 3巻(存巻3・7・10)(重文)
- 11, 猿投神社所藏 南北朝鈔本 1巻(存巻3)(重文)
- 12, 猿投神社所藏 南北朝室町初期鈔本 1巻(存巻4)(重文)
- 13, 一宮市木村家所藏 元徳3年(1331)鈔本 4巻(缺巻5・6)(重文)

【書誌解題】

重要文化財

愛知縣一宮市木村家藏 一宮市立博物館寄託

論語 10巻 缺巻5・6 魏何晏集解〔鎌倉末南北朝〕〔虎關師鍊〕(1278～1346)寫 4軸

本書は、昭和33年2月8日に國の重要文化財に指定された『論語』古寫本で、指定文は以下に示す通りである。

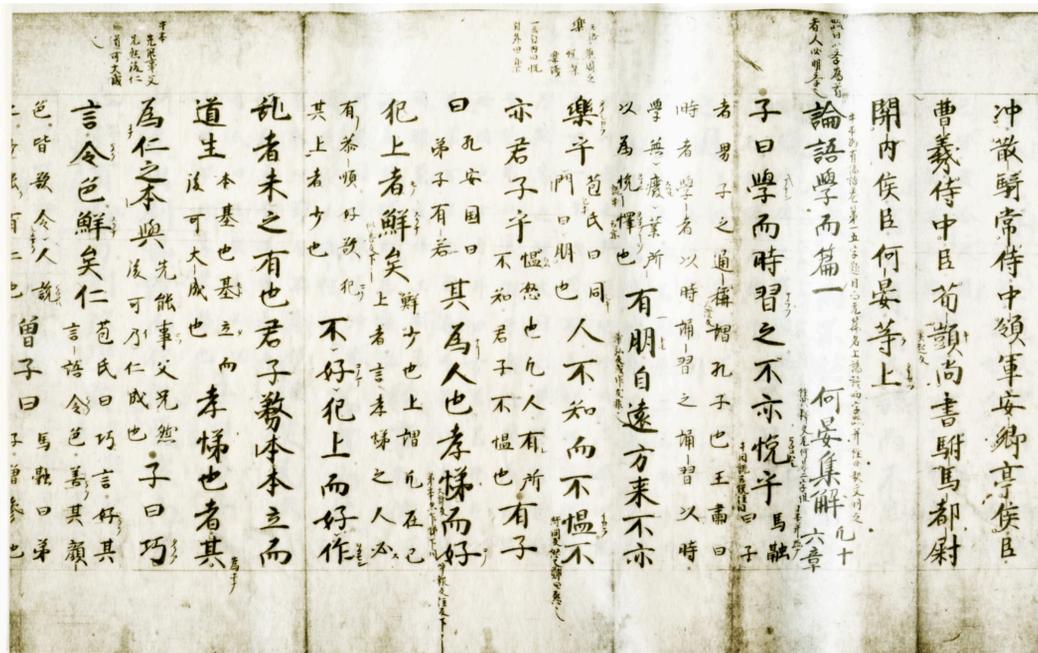
「1868號 昭和33年2月8日 論語集解巻5・6 缺 虎關師鍊筆 元徳3年5・6月書寫奥書 縦九寸五分五厘全長第一巻三十七尺二寸第二巻三十九尺三寸五分第三巻五十一尺第四巻三十六尺七寸 紙本墨書焦茶表紙題簽「小圓通經 宮(商・徵・羽)」各巻首に「玉峰」朱印を押す 本紙墨罨一行十三字詰朱乎古止點墨訓註記(欄外及紙背にもあり) 卷第二は二カ所切り取らる 四巻共虎關師鍊筆 各巻に清原家本より傳寫の奥書あり但し卷第三は奥書缺失す 鎌倉時代」

すなわち、本書は、愛知縣一宮市の木村幸一氏の所藏から、同康雄氏へ受け継がれ、現在、その御子息の所藏するところとなっているものである。

昭和32年に當時の文化財技官田山方南(信郎)がこれを認め、ただちに京都の修補師山川文吾の修補を経て(これについては、木村氏と山川氏との間で預かり約束が交わされ、その際の山川氏から木村氏宛の手紙が附されている)、同年11月に文化財専門審議會にて指定が決定された旨の書状を添えている。

焦茶色の木箱の内に更に桐箱をもって収納する。軸は絹布で包み、極札を包む包紙には、「元亨釋書作者 東福寺虎關師鍊和尚論語四冊 外題妙秀院惺窩」と墨書している。前記山川氏の手紙にも記すように、「四冊」と言うから、当初は、冊子装か或いは折帖であったことが推察される。現在の巻子は山川氏の修補に係るものであろうか。焦茶色の表紙(縦29糎横28糎)に紫檀の軸頭(直徑2糎)を添え、古題簽(縦16糎横3.2糎)に「小圓通經(宮商<角を缺す>徵羽)」と墨書する。圓通經の名は、皇侃(488～545)『論語義疏』の皇侃自序に見える「論語小而圓通、有如明珠、諸典大而偏用」とあるのに基づき、室町時代に「圓珠經」「圓通經」などの『論語』の異名として用いられた。

料紙は、薄手のやや艶を持つ斐楮交漉紙であるが、入念に蟲損直しと總裏打ちが施され、紙背も見えるように打ってある、極めて精巧な補修である。上下は裁斷されて整えられている。その上下にそれぞれ3.6糎、4.3糎の餘白を取り、墨界を施し、墨界の縦は21糎、幅は2.7糎となっている。その枠内に各行13字、注文小字雙行



一宮木村家所藏論語集解の巻頭

で書寫、全巻一筆をもって通している。欄外や行間の書き入れも、本文と同じ手によるものと判断されるが（但し憲問篇第十四と衛靈公篇第十五には別筆の書き入れがある）、紙背のメモはそれとは別筆で、やや薄墨であるが、清朗伸暢、實に鎌倉時代の風格を持つ字勢と言える。

一紙は長さ約 46.5 糎で、各紙を貼りつないで、原則各紙 17 行詰めに墨界を定め、書寫している。その紙数は、第 1 軸が 24 紙で、奥書の後 4 行が空白、その後に長さ 17 糎の新紙を補貼して（これは以下の軸皆同じ）軸装となしている。第 2 軸が 25 紙で、奥書の後 5 行が空白となる。第 3 軸が 33 紙で奥書後の 3 行が空白となっている。第 4 軸が 24 紙、奥書後の 5 行が空白となっている。各紙に 5 行ごとに折れ目のような痕跡が目立つが、これは帖装の際に折り曲げた跡と考えられる。

更に各紙を見ると、第 1 軸の第 12 紙と 13 紙の間（爲政篇末奥書後、八佾篇の前）に 4 行 1 紙（長さ 10 糎）の新紙が補貼されている。しかし第 12 紙も第 13 紙もともに 17 行で同じ長さである。

第 2 軸の第 4 紙と第 5 紙の間には長さ 12 糎の新紙が補貼されている。その新紙の箇所は、公治長篇 17「晏平仲」章「人交久而～」から同篇 25「巧言令色足恭」章「左丘明恥之、丘」までの凡そ 9 章分に相当し、本文・注ともに缺いている。また、第 11 紙と第 12 紙の間に長さ 9 糎の新紙を補貼し、その箇所は、雍也篇 28「子見南子」章の注「行道既非婦人之事而弟子不説與之呪誓義可疑焉」から同篇 30「如能博施於民」章の本文・注までに相当し、これを缺いている。従って、巻第 3 の

尾題が失われ、おそらく、毎巻末に附された奥書も失われているものと推察される。またこれによって、第 12 紙の 1 行目は半分切り取られている。

第 3 軸は、第 11 紙が 13 行詰で、長さ 36 糎。第 19 紙と第 20 紙の間、憲問第十四奥書の後、衛靈公第十五の前に新紙 2 行、長さ 5 糎を補貼する。第 30 紙は 16 行詰で長さ 44 糎。第 32 紙と 33 紙の間に 4 行 1 紙（原料紙 長さ 11 糎）あり、またその第 33 紙は 16 行詰、長さ 44 糎となっている。

第 4 軸は、第 14 紙が 15 行詰で第 15 行の半分が切り取られ、新紙（長さ 5 糎）を挟み、第 15 紙に繋がる。第 17 紙は 18 行詰。

また、配巻を見ると、第 1 軸の配巻は、何晏の序、巻 1（學而第一・爲政第二）巻 2（八佾第三・里仁第四）であり、以下、第 2 軸は、巻 3（公治長第五・雍也第六）巻 4（述而第七・泰伯第八）、第 3 軸は、巻 7（子路第十三・憲問第十四）巻 8（衛靈公第十五・季子第十六）、第 4 軸は、巻 9（陽貨第十七・微子第十八）巻 10（子張第十九・堯曰第二十）となって各巻に 2 巻を配している。従って、巻 5（子罕第九・郷黨第十）と巻 6（先進第十一・顔淵第十二）が缺けていることとなる。

訓點の書き入れは、朱のヲコト點が中心で、墨のものは縦點、附訓で、返點は稀に見えるのみである。

行間には反切の音注、他本との校合を書き入れ、校合に用いているテキストは、「才本」（摺本の省略）、「疏」（梁の皇侃『論語義疏』）、「本」である。解釋等の書き入れは無いが『義疏』を引用することは頻繁であり、これ

が解釋の補注となっている。

欄外の書き入れは、これも他本との校合が中心で、解釋等は無い。用いられているテキストは、「一本」、「鄭本」（漢の鄭玄注本であろう）、「衆本」、「或本」、「米云」、「家本」、「江家」、「印本」、「但云」、「師說」である。

また、各篇題に当たる欄外には、「疏曰」として、『論語義疏』の篇題解説の一部を引用して書き入れる。すなわち以下の如し。大正13年懷徳堂記念會編纂の活字本『論語義疏』に比するに多少の字句出入はあるが、室町時代の古寫本に見える内容と同じである。

學而篇「以學爲首者人必明學也」

爲政篇「學而後從政故爲政次學而」

八佾篇「八佾者奏樂人數行列之名也此篇明季氏は諸侯之臣而僭行天子之樂也所以次前者言政之所裁之於斯濫故八佾次爲政也」

里仁篇「里者隣里也仁者仁義也此篇明凡人之性易爲染着遇善則外逢惡則隧故居處直慎必擇仁者之□□所以次前者明季氏之惡由不近仁今亦避惡從善宜居仁故里仁次於季氏」

公治長篇「公治長者孔子弟子也此篇明時妄明君賢人獲罪者也所以次前者言公雖□鑑縲而爲聖師證明若不近仁則曲直難辨故以公治長於里仁也」

雍也篇「雍孔子弟子也明其才堪南面時不與也所以次前者其雖无横罪亦是不遇之流横罪爲切故公治前明而雍也爲次也」

述而篇「述而者明孔子行孝祖述堯舜自比老彭而不制作者也所既夷峻聖賢地閉非唯二賢之不遇而聖亦乖常故□□不遇證賢之失所以述而次雍也」

泰伯篇「泰伯周太王長子能推位讓國者也所以次前者物情見孔子栖遯常謂心慮今明今明賢人尚能讓國以證位子大聖雖位非九五豈以糝糠累直故一次述而已」

子路篇「子路孔子弟子也武爲三千之標者也所以次前者武者劣於文故子路次顔淵也」

憲問篇「憲者弟子原憲也問者問於孔子進仕之法也所以次前者顔路既久文武則文子優者宜仕故憲問次子路」

衛靈公篇「衛靈公者衛國無道之君也所以次前憲既問仕故以衛靈公憲問也」

季氏篇「季氏者魯國上卿豪強僭濫者也所以次前者前明君惡故次據臣爲故季氏次衛靈也」

陽貨篇「陽貨者季氏家臣亦凶惡者也所以次前凶亂非唯國臣無道至陪賤亦竝凶惡故陽貨次季氏也」

微子篇「微子者殷紂庶兄也明其賭紂凶毒必喪天位故先拂衣歸周以存宗祀也所以次前者明天下竝惡

賢宜遠避故以微子次陽貨也」

子張篇「子張者弟子也明其君有難臣必致死所以次前者前明君惡臣宜拂衣而去若人人皆去則誰爲匡輔故此次明未得去者必宜致身故子張次微子也」

堯曰篇「堯曰者古聖天子所言也其言天下大平禪位與舜之事也次前者事君之道若宜去者拂衣宜留致命去就當理事迹无虧則太平可賭揖讓如堯曰最後以次子張也」

子罕・郷黨・先進・顔淵の各篇は缺。

そして、この行間・欄外の書き入れはともに同一の筆跡である（稀に別筆のものが混入しているようである）。この筆跡が本文と同筆であるか否かは断じがたいが、同時期のものであることは推定される。

本紙の裏に墨筆で書き入れる箇所が數十箇所ある。裏打ちの際に、この筆跡が不明とならぬように技術を凝らしている。その内容は、「才」本などとの校異や「疏曰」として『論語義疏』の疏文を引用して補っているものである。この筆跡は、本文行間や欄外の書き入れと同筆と思われるが、一部別筆と思われるものがある。

卷第1・2・4・7・8・9・10に奥書が記される。奥書はもと各巻末に置かれたものと思われるが、卷3・5・6は本文やその一部が失われていることによって、今は見えない。奥書それ自體は、各巻、皆、同筆であるが、それが本文や書き入れとどのような関係にあるのかは断言できない。例として、卷第1の奥書をここに示すと、

本奥云

此書受家說事二個度雖有先君奥 / 書本爲幼學書之間
字樣散々不證本 / 仍爲傳子孫重所書寫也加之朱點
墨點 / 手加身加畢即累葉祕說一事無脱 / 子々孫々
傳得之深藏匣中勿出困外矣 / 于時仁治三年八月六
日前三河守清原 在判

弘安五年七月廿八日以家祕說授申 / 土師左衛門四郎
殿畢 / 朝議大夫清原 在判

嘉元三年五月廿九日以清家祕說 / 奉授堤道願御房畢
/ 散位在判

延慶二年己酉十月十八日點校畢

以他本受說之間一了

奥書兼日所取也仍書寫以 / 後繼之而已自餘卷此同矣
/ 桑門玄家

嘉元三年十二月六日以清家之祕說 / 奉授菅生輔公了
桑門實融 在判

時也嘉曆元年十一月八日於三州藺田郷 / 書寫了 以
他本受說之間奥書 / 以下時日相違在之 源義興

(11字朱筆) 十一月十二日午剋朱點了 同日墨點了

同日裏書了

同月廿日 一校了

元徳三年五月二日 於三州實相寺書寫 / 同五月廿日
交點了 (朱印)

(奥書の翻字は堀川貴司氏のご教示による)

これによると、仁治三年(1242)、弘安五年(1282)、
嘉元三年(1305)、延慶二年(1309) 嘉暦一年(1326)、
元徳三年(1331)の年號が見え、清原博士家の傳授を
記した元奥書が並び、鎌倉末南北朝初の嘉暦・元徳の書
寫・校點奥書が記されている。他巻の奥書の内容もほぼ
同じものであるが(ここは省略に従い、後日論考)、巻
2・4・8・9・10の元徳三年の奥書に「師鍊」の字が見
え、虎關師鍊の書寫點校本であるとされているわけであ
る。ただ、堀川氏によれば、この師鍊の署名にはやや不
自然さも否めないという。

仁治三年の奥書の内容は、宮内廳書陵部藏嘉暦2年
(1327) 寫本(401・27)・東洋文庫藏〔鎌倉末南北朝〕
寫清原教隆證本(一C36)に見える清原教隆(1199～
1265)の元奥書に同じである。従って、この寫本も鎌
倉時代から傳來し、鎌倉時代の末期に傳授された清原家
のテキストと同系統であることは明らかであると同時に
、また、ヲコト點による訓讀も、清家傳來の讀みに従っ
たものである。

藏書印には、「序」首に雙郭方形朱陽刻「玉ノ峰」(以
下巻第2・3・4・7・8・9・10の首)があり、「序」首
のみに「源□□ / 藏書印」(單郭長方陽刻)、「□□」(單
郭瓢箪形陽刻)の2印がある。

以下に雍也篇を例にとり、猿投神社所藏の康安本・南
北朝本、東洋文庫所藏の教隆本との校合を記す。底本は
阮元(1764～1849)の嘉慶20年(1815)刊、注疏
本である。一格を下げて注文の校異を記す。教隆本に特
に近く、おしなべて猿投神社本とも同じ異同を示してい
ることを見てとることができる。

雍也篇第六

康安本南北朝本教隆本木村本作論語雍也第六 何晏集
解 凡三十章

1, 【雍也可使南面章】

雍也可使南面 南北朝本教隆本木村本面下有也

言任諸侯治 康安本南北朝本作言任諸侯可使治國、
南北朝本國下有也、教隆本木村本國下
有之也

2, 【仲弓問子桑伯子章】

孔安國曰以其能 南北朝本教隆本無孔安國曰四字
寬略則可 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

太簡 康安本南北朝本教隆本木村本太作大、南
北朝本教隆本木村本有也字

3, 【哀公問弟子章】

哀公問弟子 康安本南北朝本教隆本木村本問下有曰

顔回任道 康安本南北朝本教隆本回作淵

未嘗復行 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

4, 【子華使於齊章】

赤之字 康安本南北朝本教隆本木村本作赤字也

包曰十六斗曰庾 木村本有也字、康安本南北朝本教
隆本作十六斗爲庾也、康安本教隆本木
村本作包氏以下同

五秉合爲八十斛 木村本有也字、康安本南北

朝本教隆本無爲字、有也字

冉有有與之太多 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

5, 【原思爲之宰章】

弟子原憲 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

家邑宰 康安本有之也二字、南北朝本教隆本木村
本有也字

九百斗 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

辭辭讓不受 康安本南北朝本教隆本木村本無上辭
字、受下有也字

祿法所得當受無讓 康安本南北朝本教隆本木村本無
得字、無下有以字、讓下有也字、教隆
本木村本無作毋

五百家爲黨 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

6, 【子謂仲弓章】

犁雜文 康安本教隆本木村本有也字、南北朝本雜
作新

駢赤也 康安本教隆本木村本也作色、南北朝本赤
下有也字

犧牲 康安本教隆本木村本有也字

其所生犁 南北朝本作犁牛

不害於子之美 康安本南北朝本教隆本木村本子上有
其字、美下有也字

7, 【回也其心三月不違仁章】

餘人暫有 康安本南北朝本教隆本木村本餘上有言字

不變 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

8, 【季康子問仲由章】

決斷 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

通於物理 康安本南北朝本木村本有也字

曰賜也達、曰求也藝 康安本南北朝本教隆本木村本二
曰上有子字

多才藝 康安本南北朝本教隆本木村本作多才也

9, 【季氏使閔子騫爲費宰章】

費季氏邑 康安本教隆本木村本有也字

- 邑宰數畔 康安本教隆本木村本無數字
- 子騫賢故欲用之 康安本教隆本木村本子上有閱字、之下有也字
- 託使者 康安本南北朝本教隆本木村本託作語、者下有曰字
- 善爲我辭焉說令不復召我 康安本南北朝教隆本木村本我下有作字、無焉字、康安本教隆本木村本我下有之也二字
- 召我 康安本南北朝本木村本有也字、教隆本有之也
- 欲北如齊 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 10, 【伯牛有疾章】
- 弟子冉耕 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 包曰牛有惡疾 康安本南北朝本木村本無牛字、南北朝本惡上有牛字
- 疾甚 康安本作疾甚之
- 喪之 康安本南北朝本木村本有也字
- 命矣夫斯人也而有斯疾也斯人也而有斯疾也 南北朝本又有此十九字
- 痛惜之甚 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 11, 【賢哉回也章】
- 箠笥也 教隆本木村本無也字、康安本南北朝本教隆本木村本下有瓢瓢也三字
- 陋巷 康安本有也字
- 其所樂 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 12, 【非不說子之道章】
- 冉求曰 康安本南北朝本教隆本木村本作冉有、康安本無曰字
- 子之道 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 今女 南北朝本教隆本木村本女作汝
- 非力極 康安本教隆本木村本下有之也、南北朝本下有也
- 13, 【子謂子夏章】
- 女爲君子儒 南北朝本女作汝、教隆本木村本無女字
- 無爲小人儒 南北朝本無誤女、教隆本木村本無作母
- 明道 康安本木村本作明其道
- 矜其名 康安本下有之也、南北朝本教隆本木村本下有也字
- 14, 【子游爲武城宰章】
- 魯下邑 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 女得人焉耳乎 南北朝本教隆本女作汝、乎下有哉字
- 焉耳乎 康安本教隆本木村本乎下有哉字
- 皆辭 康安本教隆本木村本有也字
- 曰有澹臺滅明 南北朝本作對曰
- 滅明名 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 其公且方 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 15, 【孟之反不伐章】
- 孔曰 南北朝本作苞氏曰
- 孟之側 康安本南北朝本教隆本木村本有也字
- 伐其功 康安本有之也、南北朝本教隆本木村本有也字
- 殿在軍後 康安本南北朝本教隆本木村本下有者也二字
- 曰我非敢在後拒敵 南北朝本教隆本木村本曰作故曰、康安本教隆本木村本拒作距、敵下有也字
- 不能前進 康安本南北朝本教隆本木村本前進作進也
- 16, 【不有祝鮀之佞章】
- 免於今之世矣 南北朝本無矣字
- 衛大夫子魚也 康安本南北朝本教隆本木村本子上有名字
- 宋之美人 康安本南北朝本教隆本木村本作宋國之美人、南北朝本教隆本木村本有也字
- 善淫言 南北朝本善下有好字
- 難乎 康安本南北朝本教隆本木村本乎作矣
- 今之世害也 康安本教隆本木村本無之字、南北朝本教隆本木村本世下有之字
- 17, 【誰能出不由戶章】
- 不由戶 南北朝本教隆本木村本戶下有者字
- 孔曰言人立身成功 康安本教隆本木村本無孔曰二字
- 譬猶出入要當從戶 康安本南北朝本教隆本木村本猶下有人字、戶下康安本有之也二字、南北朝本教隆本木村本有也字
- 18, 【質勝文則野章】
- 質少 康安本南北朝本教隆本有者也二字、木村本有也字
- 相半之貌 康安本教隆本木村本有也字
- 19, 【人之生也直章】
- 人之生也 南北朝本無之字
- 言人所生於世 康安本南北朝本教隆本木村本人下有之字、所作所以
- 正直也 康安本南北朝本教隆本直下有之道二字、木村本直下有道字
- 亦生者 康安本教隆本無者字
- 而免 康安本下有者也、教隆本木村本有也字
- 20, 【知之者章】
- 樂之者深 康安本教隆本木村本下有也字
- 21, 【中人以上章】
- 可上可下 康安本教隆本下木村本有也字
- 22, 【樊遲問知章】
- 民之義 康安本教隆本木村本下有也字
- 曰仁者先難 康安本教隆本木村本曰上有子字

而後得 康安本作木村本後乃得、南北朝本作乃得、
教隆本作乃後得

所以爲仁 康安本南北朝本教隆本木村本下有也字

23, 【知者樂水章】

其才知 南北朝本教隆本知作智

不知己 康安本下有也字、教隆本木村本有之也

萬物生焉 康安本南北朝本教隆本木村本下有也字

日進故動 康安本南北朝本教隆本木村本日作自、動
下有也字

故靜 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

鄭曰知者 南北朝本教隆本知作智

故樂 康安本南北朝本教隆本木村本下有之也

性靜者多壽考 南北朝本性作姓，南北朝本教隆本木
村本無多字、康安本南北朝本教隆本木
村本者作故考下有也字

24, 【齊一變章】

周公之餘化 康安本木村本有也字

大道行之時 康安本木村本有也字、南北朝本有之也
二字

25, 【觚不觚章】

觚禮器 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

二升曰觚 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

爲政不得 康安本南北朝本教隆本木村本爲政下有而字
不成 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

26, 【仁者雖告之曰章】

井有仁焉其從之也 康安本南北朝本教隆本木村本仁下
有者字，南北朝本無之字，教隆本也下有與字

宰我以仁者 康安本南北朝本教隆本木村本以下有爲字
有仁人 康安本人作者

從而出之不乎 康安本教隆本木村本無從字、康安本
南北朝本教隆本木村本不乎作乎否乎

觀仁者 康安本南北朝本教隆本木村本者作人

所至 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

孔曰逝往也 南北朝本教隆本木村本孔作苞氏

不肯自投從之 南北朝本作不可肯投從之

令自投下 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

27, 【君子博學於文章】

不違道 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

28, 【子見南子章】

舊以南子者 康安本南北朝本教隆本木村本舊作等、
以下有爲字、康安本南北朝本教隆本無
者字

衛靈公夫人 康安本南北朝本教隆本有也字、木村本
作大夫也

行治道 康安本南北朝本教隆本木村本有也字

故夫子誓之 康安本教隆本木村本下有曰字、南北朝
本夫子作孔子

(以下木村本缺)

義可疑焉 康安本教隆本焉作也、南北朝本焉作也焉

29, 【中庸之爲德也章】

常行之德 康安本南北朝本教隆本有也字

非適今 康安本有已也二字、南北朝本教隆本有也字

30, 【如有博施於民章】

如有博施於民而能濟衆 康安本南北朝本教隆本有作
能、衆下有者字

君能廣施 康安本南北朝本教隆本君作若

病其難 康安本南北朝本教隆本有也字

仁者之行 康安本教隆本有也字

皆恕己所欲而施之於人 康安本作皆恕於己所不欲而
勿施於人也、教隆本欲作不欲、施之於
人作勿施於人之也

康安本教隆本 論語卷第三 經一千七百一十一字／注
二千八百二十字

わが國は、『晉書』卷八十一（列傳第五十一）の殘卷を有する。この殘卷については、酒井宇吉、すなわち一誠堂の所藏品（以下、一誠堂本と略）が知られていたが、近年新たに『晉書』卷八十一殘卷が発見された。これは文化廳の所藏品で、現在九州國立博物館が保管しており、重要文化財に指定されている（以下、九博本と略）。この兩寫本はもと同一巻で、兩者に舊藏者である養鷗徹定の藏書印と、ほぼ同文の識語（一誠堂本には明治二十一年、九博本には明治十六年）が記されている。われわれは九博本を實見・調査する幸運に恵まれた。

この兩寫本は、一誠堂本を前、九博本を後にする形で綴合できる。一誠堂本と九博本とを綴合すると、同寫本は、百衲本第四葉表 13 行目の途中、桓宣傳の「是帝王大護」からはじまり、第十一葉表 6 行目、毛璩傳（毛寶傳の附）の「劉毅等還尋陽」でおわる。標點本でいえば 2115 ページの 8 行目から 2127 頁の 3 行目までに相當する。

一誠堂本については、神田喜一郎による解題があり¹、それによると、本文は六紙からなり、紙高は九寸三分三厘ないし四厘、紙幅は第一紙から、一尺二寸五分五厘、一尺八寸五分弱、一尺八寸五分弱、一尺八寸五分、一尺八寸五分、一尺八寸四分五厘となっている。界線があり、界高が七寸一分弱、上辺より一寸一分の箇所にて天界、下辺より一寸一部強の所に地界があり、行幅は七分弱。一紙あたり 27 行、行ごとに 17 字前後であるが、第一紙は裁斷されており、19 行分しかない。

九博本もやはり本文六紙からなり、實測したところ、紙高は 28.3cm、第一紙から 55.7cm、55.6cm、55.6cm、55.5cm、55.4cm、15.9cm と、第六紙をのぞいてほぼ同じ數字といえる。第六紙が短いのはやはり裁斷されているためで、こちらは 6 行分しかない。

『晉書』卷八十一は、百衲本では十四と半葉分あるので、同寫本はその半分近くの分量を占めることになるが、本來の卷子を三分割したその中間ということになる。前後の部分はいまも所在不明である。

この寫本は、背面を「因明四種相違疏」なる佛典として再利用し、本來の表面であった『晉書』には裏打ち紙

が貼られていた。養鷗徹定は同寫本を購入後に裏打ち紙を剥がした結果、『晉書』書寫面が露出したと思われる。

ただ、貼り方が悪かったのか、剥離の仕方が拙かったのか、『晉書』の文字が裏打ち紙に寫ってしまった箇所がある。なお、剥離後の裏打ち紙は廢棄されたわけではなく、九博本では、卷子の後加として再利用されている。九博本は、一誠堂本側の裏打ち紙を再利用しているの、一誠堂本側には、九博本側の裏打ち紙が残っている可能性が高い。

さて、一誠堂本と九博本とは綴合はできるのだが、綴合箇所に問題がある。九博本側は、第一紙第一行から判讀可能だが、一誠堂本側の第六紙は 22 行目までしか判讀できず、23～27 行目は判讀できないのである。

圖版を見ればわかるように、一誠堂本第六紙 23 行目以降は、『晉書』書寫面が削げており、背面が透けてみえる。ここで考えられる可能性は二つ。養鷗徹定が一誠堂本と九博本とに分割した際に、継ぎ目をうまく剥がすことができなかった、あるいは、裏打ち紙を剥離する際に失敗したか、である。

一誠堂本第六紙の 22 行目は、

聲首出降又以平蜀賊襲高之功加伺廣威

となっていて、

九博本第一紙 1 行目は

衆疑阻復散還橫桑口欲入杜曾時朱軌

となっている²。よって、一誠堂本第六紙の 23～27 行目は、百衲本にしたがえば、

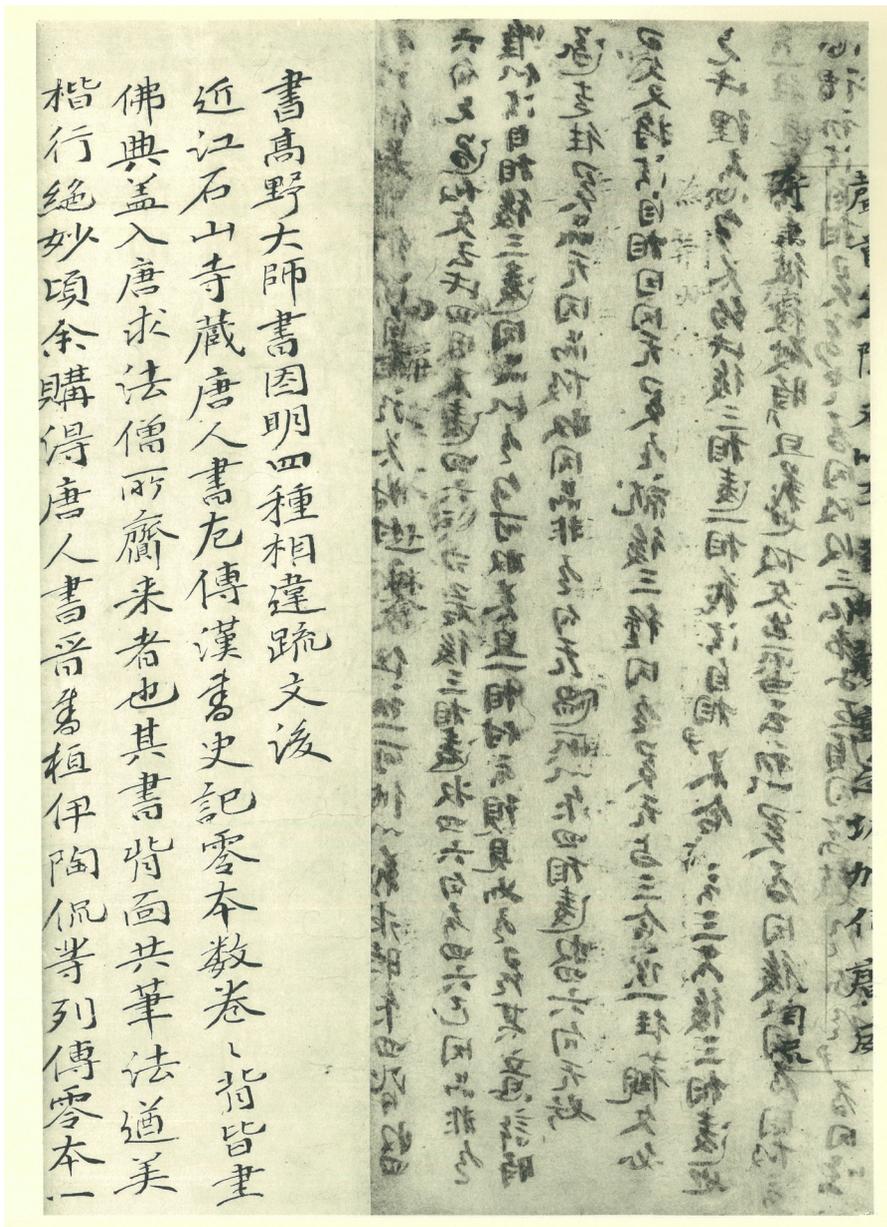
將軍領竟陵内史時王敦欲用從弟廩代侃爲荊州侃故將鄭攀馬儁等乞侃於敦敦不許攀等以侃始滅大賊人皆樂附又以廩忌戾難事謀共距之遂屯結涓口遣使告伺何外許之而稱疾不赴攀等遂進距廩既而士（第七葉裏 10～13 行目）

と復元できるはずである。

ただ、一誠堂本第六紙 23 行目の最下部の二文字は左側が缺けているものの、「陶侃」と判讀することができる。「陶侃」の「侃」は、前引の百衲本の「時王敦欲用從弟廩代侃」の「侃」に相當するが、姓が附されている點が異なる。この箇所は朱伺傳に相當し、同傳にはこれ

1 『晉書殘卷 酒井宇吉氏藏』（『貴重古典籍刊行會叢書』）貴重古典籍刊行會、1981。

2 九州國立博物館『いにしへの旅 増補版 九州國立博物館 收藏品精選圖録』、西日本新聞社、2006。



一誠堂本第六紙の23～27行目。裏寫りしてほぼ判讀不能だが、右下に「陶侃」がみえる。
 圖版は、『貴重古典籍刊行會叢書』から引用した。

より先に陶侃が登場しているので、姓を略しても問題無いはずだが、「時王敦…」と話しの流れが変わるために、再度「陶侃」と姓名で記されているのであろう。

『晋書』巻八十一殘卷は、現行テキストと比較すると脱字が目立つのだが、ここは現行テキストよりも分量が多くなっている箇所である。一誠堂本には他にも現行テキストより字数が多い箇所があり、神田喜一郎が指摘しているように、現行テキストを訂正することができる。

すなわち、百衲本では

逖遣雅還撫其衆雅僉謂前數罵辱懼罪不敢降（第四葉裏第6～7行目）

となっている箇所が、一誠堂本では

〃（=逖）遣雅還撫其衆雅衆僉謂前數罵辱逖懼罪不敢降（第一紙13～14行目）

となっていて、現行テキストの、「雅（=樊雅）」という個人の後に「僉」という助辭が續く、また「罵辱」した對象

がないという不自然な點を解消することができるのである。字數からいえば、現行テキストの方が『晋書』のオリジナルに近いのであろうが、鈔寫の際に細かい脱落が生じていることを、この『晋書』殘卷が教えてくれるのである。

前述したように、一誠堂本第六紙の判讀不能箇所は5行分あり、85字前後となる。百衲本ではちょうど85字にはなるが、最初の行においてすでに現行テキストと異なっているし、残りの箇所についても現行テキストと同一だという保証はない。この5行を再現するための手がかりとなるのが、裏打ち紙である。もし一誠堂本第六紙の裏打ち紙が残っていれば、そこに該當箇所の文字が寫っている可能性が高いのである。

今後は残る裏打ち紙の行方を含めた九博本の再調査、さらには一誠堂本の實見調査も視野に入れつつ、同寫本、さらには『晋書』テキストに關して知見を深め、成果を公表したい。

京都大學人文科學研究所の前身と中國典籍日本古寫本—寫本の複製を中心に

京都大學人文科學研究所 永田 知之

中國典籍日本古寫本の研究史を振り返るために、踏まえるべき事柄は数多い。だが遺憾ながら、今の筆者にかかる用意は無い。ここでは勤務先の前身（東方文化學院京都研究所・東方文化研究所）で進められた古寫本に関わる活動、特にその複製に話題を絞りたい。

東方文化學院（創立は1929年）は中國を中心とする東洋を對象とした研究機關で、東京・京都に各々研究所が設けられた。古書の複製は學院の主な業務の一つで、『東方文化叢書』（1930～1937年）はその早い成果だった。京都研究所の初代主事（所長）狩野直喜（1868～1947）らもこれに大きく関わったが、東方文化學院全



東方文化學院京都研究所
(現 京都大學人文科學研究所分館)

體の事業であるから、小文では取り上げない。

東方文化學院京都研究所が單獨で刊行した、日本古寫本と關わる書籍は、それらを校勘に用いた宇都宮清吉校訂『大唐大慈恩寺三藏法師傳』（1932年）一種に止まる。また古鈔本の影印を市販に供した例は、東京研究所と分離した京都研究所が東方文化研究所と名を改めた翌年（1939年）に刊行された『古文尚書』だけでしかない。日本古鈔本の影印を三種含む『東方文化叢書』に比べて見劣りする数だが、これは同研究所において舊鈔本への

關心が薄れたことを意味しない。六つ設けられた共同研究室の一、經學文學研究室の活動がそれを示す。

『尚書』（正文・注疏）の定本を作ろうと志した同研究室では、昭和十年（1935）に日本古鈔本を含む、資料の収集が始まる。同年十一月、京都研究所の評議員新村出（1876～1967）が生前の内野五郎三（較亭）と持った友誼を頼りに、同研究室の吉川幸次郎（1904～1980）、倉石武四郎（1897～1975）、平岡武夫（1909～1995）たちが東京に赴き、内野の子息から較亭舊藏本隸古定尚書の撮影を許された。實際の撮影は、研究所に勤める寫眞家の羽館易^{はだちおさむ}（1898～1986）が行った。先に觸れた『古文尚書』は、この際の寫眞を用いた影印である。以上の経緯は、そこに附す吉川の跋（「舊鈔本古文尚書跋」として『吉川幸次郎全集』第7巻、筑摩書房、1968年に再録）に據る。京都研究所で寫眞が影照本に仕立てられ、次にその複製が京都帝國大學文學部などの諸機關に贈られ、最後に影印本が発賣されたい。

後に公開された共同研究の成果『尚書正義定本 第1冊 虞書』（東方文化研究所、1939年）の序に列挙されたテキストのうち、京都研究所が撮影した日本傳存の舊鈔本『尚書』は内野本を除くと、觀智院本、清原宣賢手鈔本（當時は徳富猪一郎、京都帝國大學、東京文理科大學、蜷川第一が分藏）の二種（五點）である。だが他にも校勘に用いた資料があるし、藤田平太郎古梓堂文庫藏『尚書正義』の影照本が京都大學人文科學研究所に現存する。これらは昭和十一年（1936）から翌年に掛けて、製本・架藏された。

『尚書』をめぐる共同研究が一段落した後、經學文學研究室では『毛詩正義』を校定する作業が始まる。この研究成果は遂に發表されなかったが、資料を多く集める點は同様だった。京都研究所評議員の小島祐馬（1881～1966）が所藏した單疏本及び九條本、秘府本（『和泉式部集』の紙背）、足利學校本、龍谷大學本、京大本（清原宣賢の奥書を持つ）、靜嘉堂本（一部）等の鈔本を研究所が撮影し、他の資料を借覽もしている（吉川「東方文化研究所經學文學研究室毛詩正義校定資料解説」、『吉川幸次郎全集』第10巻、1970年、初出1943年）。

このような寫本の撮影は、如何にして實現したのか。内野本以外の例を挙げよう。昭和十二年（1937）七月、京都研究所囑託員の新美寛（1905～1945）は東

京方面に出張、他の用務に従事しつつ公爵九條道秀（1895～1961）を訪問した。同年十月五日には九條が東方文化學院京都研究所に来訪、翌年四月には吉川幸次郎が研究所寫眞係の高橋猪之介（1911～1996）を伴って東京の九條家を訪ね、後に『毛詩』の校訂で用いる同家所蔵の『毛詩鄭箋』、及び『文選』を撮影している（『東方學報（京都）』第9冊、1938年「彙報」398、402-403、417頁）。

新美は後でも觸れる遺著に結實する研究の資料を求めて、九條家に赴いた。その作業の過程で同家所蔵の古鈔本を複製する企劃を提起し、當主が東方文化研究所を訪れるなどした中で交渉がまとまり、撮影に至った。こう考えることは、可能ではあるまいか。

東方文化研究所が公刊した古鈔本の複製は、先述のとおりごく少ないが、次のような例もある。狩野直喜が刊行を主導した『京都帝國大學文學部景印舊鈔本』第十集（1942年）に『毛詩傳箋』の影印が収められる。これ以前、昭和十六年（1941）五月十九日、吉川と平岡武夫が出張し、大念佛寺で同寺が藏する當該の『毛詩傳箋』を撮影した（『東方學報（京都）』第12冊第1分、1941年「彙報」171頁）。外務省（後には興亞院）傘下の東方文化研究所が撮影した寫本の影印が、舊文部省の管轄する京都帝國大學の刊行する叢書に収められた點を、奇妙に思われる向きがあるかもしれない。だが狩野ら同研究所の指導者は退休・現職の差こそあれ京都帝國大學の教授で、研究員たちは概ね同大學で彼らに學んだ經驗を持つ。従って組織の區分に、兩者はそうこだわってはいなかったのではないか。ともかく、東方文化研究所が古寫本を撮影しながら、他の機關がその複製を出版した例が存在したのである。

經部・集部の書ばかり挙げたので、經學文學研究室だけが當該の活動に熱心だったと思われるかもしれない。だが舊鈔本の複製は、實は別の分野で始まった。『天文要錄』、『天地瑞祥志』（共に尊經閣所蔵）の鈔寫、『大唐韶州雙峯山曹溪寶林傳』（京都青蓮院所蔵）の影照は、最も早い（1932年）例である。前二者は天文曆算研究室の發案、後者は東京研究所の常盤大定（1870～1945）から依頼された宗教研究室の塚本善隆（1898～1980）の仲介（常盤『寶林傳の研究』東方文化學院東京研究所、1934年、2頁、同書に影印を附す。初出1933年）に係る。他には、昭和九年（1934）に『韻鏡』（京都三寶院所蔵）の影照本も作られた。

京都研究所・東方文化研究所が舊鈔本を撮影した例



人文科學研究所所蔵中國典籍日本古寫本（影照本・部分）

は、なお少なくない。人文科學研究所が所蔵する影照本に限っても、昭和十一年（1936）の『古文孝經』（京都賀茂別雷神社、同（高野山寶壽院）、『文選』（東寺觀智院）、十三年（1938）の『文選』（上野精一）、十六年（1941）の『周易』（足利學校遺蹟圖書館）、十七年（1942）の『五行大義』（神宮文庫）が知られる。『周易』を除けば、書名の後の括弧内に示した所蔵者は、みな近畿地方の古社寺か収集家である。先に觸れた九條家も、千年以上の間、京都で傳統を育てていた。また大阪の上野家は嘗て内藤虎次郎（1866～1934）が勤務した朝日新聞社の社主を務める家系で、京都の中國學者との友誼は深い（上野淳一「内藤湖南先生と上野三代」、『内藤湖南全集』第14卷、1976年「月報」）。研究所の立地や所員の人脈が、資料の収集で有利に働いたことが見て取れる。

經書や『文選』に混じって名が見える『五行大義』については、昭和十四年（1939）九月十一・十二日に能田忠亮（1901～1989）、十二月十・十一日に能田と藪内清（1906～2000）が神宮文庫の在る宇治山田（現伊勢市）に出張した記録が傳わる（『東方學報（京都）』第10冊第3分、1939年「彙報」131頁、同第11冊第1分、1940年「彙報」147頁）。所屬する天文曆算研究室の業務として、彼らの行った調査が、後の撮影につながったのだろう。

それでは、前身から續く東方文化研究所による日本舊鈔本の博搜は、所外における中國學の研究に影響を及ぼしたのだろうか。廣島に在った斯波六郎（1894～1958）が恐らく吉川との關係（兩者は京都帝國大學で狩野に師事した同級生）で上野本『文選』の複製を入手し、新たな知見を示した事實は嘗て述べたことがある（拙稿「上野本『文選』殘卷に寄せて—『文選』讀書史斷想」、本

誌 No.2、2015 年)。だが、大部分の複製は内部資料でしかなく、影印が出版された書籍や『天地瑞祥志』等を除いて、その存在は戦時中を挟んで忘れ去られる。

このことは、昭和四十年（1965）四月に附属東洋學文獻センター（現東アジア人文情報學研究センター）が設置されるまで、人文科學研究所やその前身が藏する漢籍は、原則として外部に非公開だった点とも関わろう。だが、より大きくは稀見の書を無闇と重視しない研究所の在り方がそこに介在したと思われる。

確かに『天文要録』などの稀觀本は、先述のとおり早く（1932 年）に鈔寫されていたし、同時期に新美寛らもそういった成果を用い始めていた（新美編、鈴木隆一補『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』の「凡例」、同『續』の鈴木「跋」を参照。兩書は 1968 年に人文科學研究所が刊行）。だが前者は中國科學史の研究に用いる基礎資料を集める一貫としての複製であったし、後者も日本傳存の文獻から漢籍の佚文を探す調査の過程で古寫本を用いたのだった。好事家ならぬ彼らにとって、舊鈔本とは研究の材料でしかなかった。これは資料としての使用を離れば、それらの複製を持つ事實を聲高に述べ立てないことを意味する。

經學の分野ではこの傾向がより著しく、『尚書正義』の校訂が典型だが、古鈔本は通行の刊本を糾す補助的な資料として、まず価値を持った。次に吉川の講演（「舊鈔本「禮記正義」を校勘して一東方文化研究所第九回開所記念日講演一」、『吉川幸次郎全集』第 10 卷、初出 1938 年、444-445 頁）を引いておく（講演は昭和十二年十一月二十日。『東方學報（京都）』第 9 冊「彙報」403 頁に「十三年」とあるのは誤り）。彼は日本傳存の舊鈔『禮記正義』が校勘に甚だ資すること、同様の資料が敦煌文獻を除くと中國では皆無に近いことを説いた上で、注意すべき事柄の第三點としてこう述べる。「而うして燉煌のものは暫く^お舎き、其の我國に存します資料に就いては、之れを利用し研究するのに最も便利な地位に居りますのは、申す迄もなくわれわれ日本人であります。これは獨り地理的にそうであるばかりでなく、此等の資料の中には、其の支那語で書かれた本文が役に立つ以外に、之れに附加された乎古止點^お其の他、國語の翻譯の部分が、支那語の本文と相助けて、古いテキストの形なり古い意義なりを證明する場合も、あまり多くはない



狩野直喜像（人文科學研究所分館）

が有るのでありまして、かかる条件からも亦然るのであります。即ちかかる資料を利用することはわれわれ日本の支那學者の特權である、特權であると共に又義務である、義務の全部ではありませんが其の一部であると考えます。所で鈔本の貴ぶべきことは、夙に諸先輩、ことに京都の諸先輩の唱道された所ではありますが、其の唱道の割には之れを研究することは未だ充分に行われて居らぬ様であります。只だ複製を作って大切にすることは何にもなりません。之を研究せねばならぬ。此の點に關して更に皆様の注意を喚起したいというのが、其の三つであります。

恐らくは狩野や内藤を主とする「京都の諸先輩の唱道」が、吉川ら次世代の研究者をして中國典籍日本古寫本に着目させた事實、日本人がその研究に攜るべきだという主張を、ここに引いた言葉は餘すこと無く伝える。同時に書目への著録や題跋の執筆、資料の複製に終始しがちだった過去の學者を超え、研究に活かしてこそ舊鈔本は意味を持つという考えも、そこには含まれる。古鈔本への向き合い方を問う意味で、興味深い言辭である。

影印本やデジタルアーカイブ等を通じてより鮮明な畫像が見られる今日、人文科學研究所に残る日本古寫本を複製した影照本の相當數は、資料としての役目を終えたと言えよう。ただ『尚書正義』のような形を取らずとも、その前身組織で漢籍古寫本の複製が研究の材料として重要な意味を持った點は争えない。かかる學術史の一齣を知るよすがとして、大方の記憶から失われたそれらの複製について述べた次第である。（文中敬稱略）

市立米澤圖書館の前身である興讓館が上杉藩藩費として安永5年（1772）に建設されてからすでに240年の時を経ている。その基盤となった上杉藩學問所は更にさかのぼること75年の元祿十年（1697）創建になる。家老直江兼續（1560-1620）の蒐集によるものとされるその藏書の宋版はじめ元明版、朝鮮本などの多くの貴重書の存在は早くから衆目を集め、ハーバード燕京同志社東方文化講座委員會の名のもとに興讓館舊藏の全書籍を調査し、その成果は昭和33年（1958）に『米澤善本の研究と解題』として公開された¹。

今回はその中の古寫本『困學紀聞』をとりあげる。まず、多少冗長になるが前掲書の解題を全文引用しておく。

困學紀聞二十卷 宋王應麟撰 寶徳三年鈔本 四冊

每半葉字面縦二十糎横十五糎、十三行行二十一字、無界。全卷に朱點、朱引を施す。はじめに至治二年の牟應龍の識語、泰定二年の袁桷および陸晉之の叙、ついで目録があることは、『甬宋樓藏書志』巻五十六にみえる元泰定刊本と同じであるが、これは二十行十八字で行款を異にし、また傳增湘氏所藏の十一行二十四字の元刊本（影印單行本あり、また四部叢刊三編に収む）とも一致しない。別系統の本か、あるいは明刊本にでもよったのであろうか。本書は南宋末元初の學者王應麟が經史詩文等に関する劄記考證を集めたもので、わが國へは室町時代から伝えられ五山僧徒の間によく利用せられている。しかし、わが國では元刊本はもとより古鈔本もこれ以外には今日遺存するものをきかないのであって、とくに奥

書に「寶徳三年辛未菊月二十四夜三更於勢州朝明郡寶勝寺客窓書之畢」という鈔寫年時が明記されているのは特筆しなければならない。ただ、もともなった本と、鈔寫の場所である寶勝寺の寺歴を明らかにしえないのは遺憾である。毎冊「米澤藏書」「伊佐早兼之寶」印、筐底に「元祿十二年六月矢尾板三印改之」の記あり。（圖版二〇上）（137-138）

該書が、矢尾板三印による元祿十二年（1699）の藏書調査時、既に學問所所藏にあったことは筐底の記のみならず、當時作成された『官庫御書籍目録』「二番乾七日 一之長持」²に著録されていることから明らかである。また解題にあるように書寫年が寶徳三年（1451）であると特定できるのは重要である。

問題となるのは底本である。解題では『甬宋樓藏書志』巻五十六に記される元泰定刊本とは行款が異なり、現存の四部叢刊三編所収本とも異なることから、明刊本に據る可能性をも指摘している。そこで、ここでは依據したのが元明刻本いずれの系統なのかを検證してみる。

近年の研究によれば現存する元刻本は旧傳增湘所藏本（四部叢刊三編所収本）のみである³。また、清人の箋注本の中では、馬氏叢書樓刻閻若璩校箋本の注にひく元板が信賴できるとされる。よって、この2本と米澤本を對照してみる。

次頁の表は、閻若璩校箋本の注から「元板」に関する記述を抜き出し、四部叢刊本および米澤寫本と對照した結果をまとめたものである。米澤本については、全37か

1 なお米澤善本については平成24・25年度に市立米澤圖書館デジタルライブラリーを構築、米澤善本208部の書誌と畫像がインターネット上で公開された。現在下記URLに「米澤善本完全デジタルライブラリー」として繼續公開されている。

URL:<http://www.library.yonezawa.yamagata.jp/dg/zen.html>

その後、同圖書館收藏の古文書・古典籍を中心とした郷土資料のデータベース化がさらに進み、平成25年からは米澤市上杉博物館收藏のデータベースと併せて「米澤市上杉博物館・市立米澤圖書館 收藏文化財總合データベース」として二つの館が收藏する文化財を一元的に公開している。

URL:http://www.denkoku-no-mori.yonezawa.yamagata.jp/togodb/database_top.php

末尾の圖5參照。

2 森鹿三「米澤藩學とその圖書の歴史」『米澤善本の研究と解題』（市立米澤圖書館、1958）13頁

3 元刻本については近年再造善本シリーズからも影印出版されたが、張驍飛<『困學紀聞』元刻本考察>（《文史》2008，第3輯 pp.17-222）によって實際は舊傳增湘所藏本による再影印出版であると指摘されている。困學紀聞の版本に関しては上述論文のほか張驍飛<『困學紀聞』版本源流考述>（《中國典籍與文化》2009，第2輯）；馬麗麗<『困學紀聞』元刻本考述>（《古籍整理研究學刊》2008，第4輯）和刻本《困學紀聞》二十卷、寬文元年本（京都中野道也刊本）については王林知<日本江戸時代所刊宋人筆記三種敘録>（《蘭州文理學院學報》2015，第31卷第6期）などの研究がある。日本には元刻本は残されておらず、嚴紹盪《日藏漢籍善本書録》に元刊本として著録されるのは實際は明刻本（保定府刻本）である。

表：閻若璩校箋本注に記される元刊本との異同と米澤寫本および四部叢刊本との対照結果

通番	卷	葉	行	閻本注	米澤本		四部叢刊	
1	2	24a	7	厥家元板作王家	1-49	○	2-19a-10	○
2	2	33a	9	弟元板作第	1-56	×	2-17b-4	○
3	2	34a	8	繩拂元板作蠅拂	1-57	×	2-18a-10	○
4	2	40a	7	昭侯元板作經侯	1-61	○	2-33a-8	○
5	6	33b	6	雀立元板作鶴立	2-27	△	6-27a-1	○
6	7	10a	2	末行申棠元板作申堂	2-42	○	7-7b-9,10	○
7	9	9a	7	元板空此條	2-80	○	9-7b-10	○
8	9	10a	6	元板空此條	2-81	○	9-8b-7	○
9	10	11a	4	僛僛元板作漁漁	2-94	○	10-9a-8	○
10	10	23b	11	弘致元板作私致	2-104	○	10-19b-9	○
11	10	25a	5	居上元板作居止	2-105	○	10-21a-2,3	○
12	10	29b	3	狩元板作儉	2-108	○	10-24a-11	○
13	10	33a	1	赤菽元板作赤黍	2-110	△	10-27a-2	○
14	11	25b	1	揃元板作楡	3-21	○	11-2-a-10	○
15	13	12a	8	元板前字上無周字二字	3-45	○	13-10a-8,9	○
16	13	17a	4	錫元板作賜	3-48	○	13-13b-11	○
17	16	5a	6	千尋元板(作□□)	4-5	○	16-4a-3	○
18	16	5a	6	追元板作迅	4-5	○	17-9b-8	○
19	17	11b	8	理文元板作理維	4-28	○	18-4a-6	○
20	18	5a	6	鬱藍元板作鬱縑	4-33	○	18-4a-9	○
21	18	5b	1	博士元板作學士	4-33	○	18-4a-9	○
22	18	10a	10	御史元板作太史	4-37	○	18-8a-9	○
23	18	13a	1	青景元板作清景	4-39	○	18-10a-11	○
24	18	15b	10	糞土元板作糞壤	4-41	○	18-12b-6	○
25	18	17a	4	子元板作手	4-42	○	18-13b-8	○
26	18	22a	2	只謂元板作只爲	4-46	○	18-18a-1	○
27	18	25b	6	到秦元板作至秦	4-49	○	18-20b-10	○
28	18	26b	4	鄭得言元板作鄭德言	4-50	○	18-21b-2	○
29	19	8a	10	晉寧元板作普寧	4-56	○	19-6b-10	○
30	20	3b	3	輔上元板無一字	4-62	○	20-3a-2	○
31	20	3b	10	有鱒元板作有蓴	4-62	×	20-3a-9	×
32	20	4a	6	似元板作亦	4-63	○	20-3b-5	○
33	20	4b	1	波稜元板作坡陵	4-63	○	20-3b-9	○
34	20	19a	11	大人元板作大夫	4-74	○	20-15b-6	○
35	20	23b	2	高弟元板作高第	4-78	×	20-19a-10	○
36	20	24b	2	常至元板作常置	4-79	○	20-20a-7	○
37	20	28b	8	萬事元板作萬法	4-82	○	20-13b-11	○

所のうち一致しなかったのは4か所(×)、多少異同はあるが、ほぼ一致と考えられるのが2か所(△)であった。

一致しない箇所について確認していく。まず、大きな異同から取り上げることとし、項目自體の有無について通番7, 8を検證する。閻若璩校箋本で「元板空此條」と注が付けられているのは第九卷の「太平御覽」と「唐天文志」の二條である。當該部の米澤本の寫眞(圖1)では卷九の9aの「太平御覽」條が空白になっているのが確認できる。さらに「弧與建星」條と「月令凡二儼」條の間に、閻若璩校箋本は「咸通中、熒惑鎮太白……」という「唐天文志」條が存在するのだが、この條が見えない。當該箇所を四部叢刊本(圖2)と對照してみると「唐天文志」條については米澤寫本は行間が詰まっているのに對して、四部叢刊本は餘白を残していることが確認で

きる。

さらに圖2中に9a 5行目の「唐天文志」の中2字を黒塗りにて消去しているが、米澤寫本でも文字を入れずに2字分空白にしてある(圖3参照)。これら對照結果を見ると、米澤寫本と四部叢刊本は同系統であるといえよう。

次に米澤本×と△の箇所についても確認しておこう。不一致部は卷二の33a 9行目、卷二の34a 8行目、卷二十 23b 2行目の3か所であるが、このうち2か所がいずれも「第」を書くべきところを「弟」としている。しかしながら寫本では往々にしてこの書き分けを嚴密にしないのであって、米澤寫本がいずれを書くつもりであったのかについては決めかねるのである。卷2の34a 8行目の「繩」を「蠅」と書き損じたのは、すぐ上

に「麻」字があるのに引かれて書き誤った可能性もあるだろう。また、ほぼ等しいとするのは、巻六 33b 6 行目と巻十 33a 1 行目の2か所であるが、前者は「鶴立」の「立」を書かず空白のまま置き、後者は「赤黍」を「赤季」としている。底本が缺字となっていたこと、字體の類似による書き誤りなどが想定される。

このように見てくると不一致箇所が多くが字體、筆寫ミスなどの寫本特有の問題に由来することが明らかとなった。よって基本的に米澤本は閻若璩校箋本が對校した元刻本と同系統であると言えよう。

ここで米澤本と四部叢刊本との関係を明らかにするために通番 31 に注目してみよう。この箇所は米澤本・四部叢刊本ともに「鱒」に作り閻若璩校箋本注に引く元板と一致しない。さらに傍證として圖 4 を参照されたい。巻九「納甲之法」條の末行は「九天九地之說」とあるべ

き6字分が空白となっている。該當箇所を米澤本で確認すると、同じく6字分が空白となっていることがわかる。米澤本は四部叢刊所收元刻本との類似点が非常に多いのである。

以上を総合すると、米澤寫本『困學紀聞』は元刻本(寫本)を底本にして書寫されたことが明らかである。さらに至治二年の牟應龍の敍、泰定二年の袁桷および陸晉之の敍を有するこの寫本は、敍部分を缺く四部叢刊本を補い、より古い形を留めている可能性を秘めた史料として重要な意味を持つといえよう。今後『困學紀聞』の版本研究に資するところが大きいものと期待される。

《附記》影印公開を許可の上、本稿のために寫眞データをご提供いただいた市立米澤圖書館に御禮申し上げます。

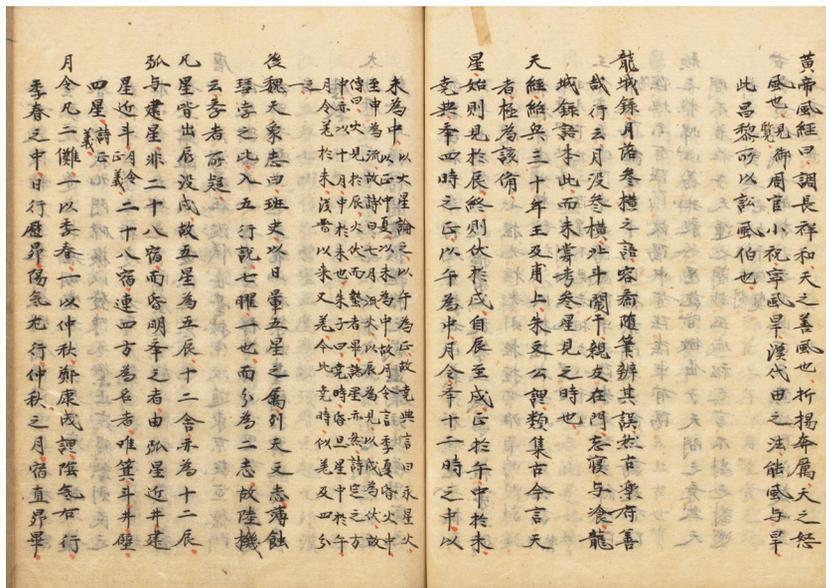


圖1…米澤本「黃帝風經」條と「龍城錄」條の間にあるはずの『太平御覽』條が空白に「弧與建星」條と「月令凡二儺」條の間にある「唐天文志」條が見えない。



圖3…米澤本『唐天文志』の「天文」二字分が空白になっている。

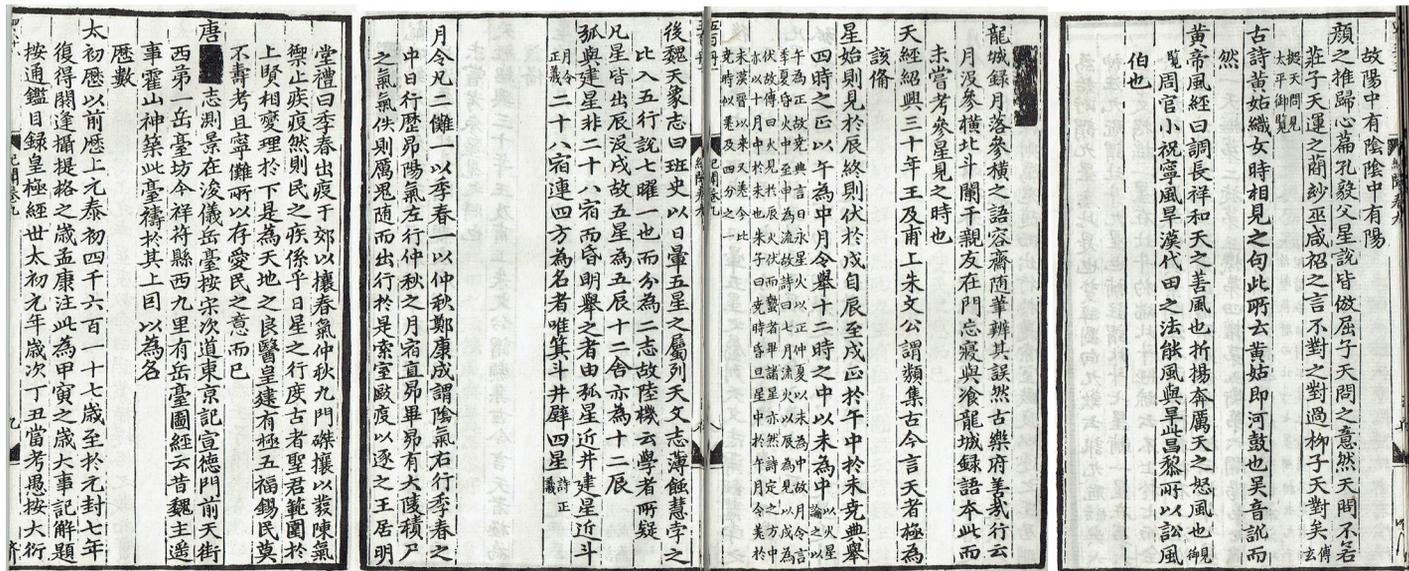


圖2：四部叢刊本卷九 7葉裏～9葉表

「黃帝風經」條と「龍城錄」條の間の「太平御覽」條部分には餘白があり、さらに黒塗りで消去される。「弧與建星」條と「月令凡二儺」條の間にある「唐天文志」條も詰まらず餘白を残している。9葉表の「唐天文志」條の「天文」二字分が黒塗りで消去される。



圖4：四部叢刊本卷九 11葉表
「者」の上6字分が空白となっている。



「米沢善本」とは、市立米沢図書館が所蔵する最も貴重な古典群です。米沢図書館が購置したのは明治42年（1909）、藩校・興譲館から引き継いだ古典群を基本図書として購置しました。その中には曾何、直江兼統が京都五山の僧との交流で得た貴重な漢籍・和書も多く含まれていました。そうした貴重書は、「珍書」として目録が整備され、珍書蔵（石蔵）で大切に保管されました。

そして、昭和32年（1957）には「ハーバード燕京同志社東洋文化講座委員会の専門家の方々によって、米沢図書館の古典群の総目録調査が行われました。その成果として翌33年に、全国的にも貴重な善本208部に解説が付けられ、『米沢善本の研究と解説』が刊行されたのです。

米沢図書館は、専門家から善本と鑑定された208部の古典群を「米沢善本」として管理保管することとしました。昭和60年には米沢市の文化財に指定され、平成5年にはマイクロフィルム化が行われました。そして平成24・25年度には公益財団法人図書館振興財団の助成を受け、市立米沢図書館デジタルライブラリーを構築、米沢善本208部の書誌と画像をインターネット上で公開しています。



圖5：(上) 米沢善本完全デジタルライブラリー
(下)「米沢市上杉博物館・市立米沢図書館 収蔵文化財総合データベース」

1. 古筆切に占める漢文資料の比率

前号の本研究ニュースレターでもふれたように¹、古筆手鑑には漢籍の断簡（「切」）が貼り込まれていることがあるが、その割合は、主要なカテゴリーである和歌集、和漢朗詠集、物語、佛書などに比べると、きわめて小さい。

試みに、現在最も網羅的に古筆切の情報をまとめている國文學研究資料館の「古筆切所収情報データベース」²で簡単な推算を行ってみよう。収録レコード数 22629 件（2015 年 7 月現在）に對して、関係する語で検索してみると、「作品・形態」の項目に「漢詩文」61 件、「漢文」28 件、「漢詩」56 件の 145 件が見出される。他に日本の古典文藝史上で別格の地位を占める『白氏文集』が 75 件、また『文選』など具体的な書名が同定できる例が若干あるが、すべて含めても 200 件を多少上回る程度ということになる。すなわち古筆切全體に占める佛書を除いた漢文資料（以下「漢文資料」はこの意味を示す）の割合は、およそ 100 分の 1 程度という推算が成り立つ。

當然ではあるが、このすべてが漢籍の古鈔本であるわけではない。絶対数の少なさと、取り扱う研究者の多くが日本文學の専門家であることから、漢文資料の同定は進んでおらず、さまざまな性質の漢文、漢詩が混在しているからである。そこで絞り込んでゆくと、純粹に原典が中國大陸由來の古鈔本はさらに少ない。傳來も内容も明らかにしづらいわずかな断簡を研究に利用できるのかという疑問も生じよう。

しかし、實は古筆手鑑自體、所在の分散性が高い資料であり、所藏機關によるデジタル化と公開が進めば、今後さらに多くのものが世に出るであろう。その中には少ないながらも確實に漢文資料が含まれる。また、かつては取り扱いが困難であった佛典類の切が、大正大藏經データベース (SAT/CBETA) の出現によって、容易にテキストの同定が可能となったように、これらの断片的な漢文資料についても、研究資源のデジタル化のさらなる進展によって、活用の道が拓かれることが期待される。

本稿では、今後の研究と前提となる、これら少数派の切の特徴について、多少の考察を加えてみたい。

2. 漢文の古筆切のいくつかの類型

手鑑は大型の折本装で、切の配列の順序は傳稱筆者（手鑑上で筆者に擬せられた人物。以下「傳」を付す）の類型によるおおよその慣習がある。すなわち表面は聖武天皇を冒頭に「天皇—親王—公家—公家の歌人」、裏面はおおむね聖徳太子を冒頭に「三筆、三跡以下の能書—高僧—武家」などと大まかに並べる。手鑑によっては、聯歌師や女性、中國や朝鮮などの外國人を加える場合もある。これらの類型を適宜前後に並べ替えて、一帖の手鑑が構成されるわけである。手鑑制作の際の制作者の手元にある切の内容は、偶然に依存することが多いため、異なる手鑑で全く同じ傳稱筆者を配列することは不可能で、そこに手鑑としての個性が生じる。

これら傳稱筆者の類型中で、掲載する切として相當の確率で漢詩文が選ばれるものがいくつか存在する。以下、個別に見てみたい。

(1) 平安時代の能書

三筆、三跡といった平安時代の能書を傳稱筆者に充てる切は、漢詩文の比率が高い。前述のように多くを「白氏文集」が占めるが、珍しい事例もある。たとえば、金澤市立中村記念美術館所藏の手鑑³では三跡を傳稱筆者とする部分が、次のような配列になっている。なお、以下の本文中に付した番號は、それぞれの手鑑内における配列順の通し番號である。

99. 傳 道風 白氏文集 卷五十四・留別微之（絹地切）
100. 傳 道風 說苑 卷一・君道篇
101. 傳 佐理 漢詩文
102. 傳 佐理 白氏文集 卷四・新樂府・杏爲梁（綾地切）
103. 傳 佐理 未詳歌集（綾地切）
104. 傳 行成 紀長谷雄「山家秋歌」

『白氏文集』に交じって『說苑』が道風筆として採用

1 田良島 哲：東京国立博物館が所藏する古筆手鑑所収の漢籍古寫本断簡 2 點，中國典籍日本古寫本の研究 Newsletter No.III, 2016。

2 <http://base1.nijl.ac.jp/~kohitu/>

3 『古筆手鑑大成』第 16 卷，1995。圖 1 は本書から引用。

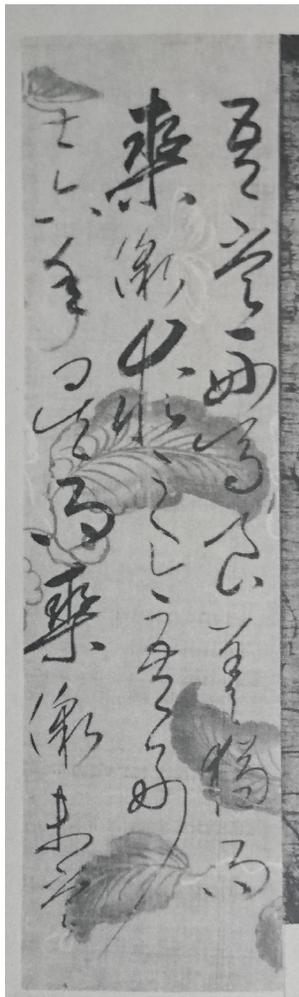


圖1：金澤市立中村記念美術館所藏手鑑 說苑切

されていることが注目される(圖1)。現行の『說苑』二十卷は北宋の曾鞏による復元であるから、もしこの断簡が平安時代の筆跡であれば、散逸以前の唐代の本文を参照した可能性が高い。

また、道坂昭廣氏が國寶「翰墨城」から見出された唐鈔本『王勃集』の断簡⁴は、江戸時代には三筆の一人橘逸勢を傳稱筆者としているが、京都國立博物館所藏の國寶『藻鹽草』⁵所收の傳橘逸勢筆の切もまた『春秋經傳集解』の平安時代書寫の断簡である。さらに、陽明文庫所藏の『大手鑑』所收の唐詩「李嶠雜詠」断簡も同筆の御物一卷とともに嵯峨天皇宸翰の傳があることがよく知られている。

このような傳稱筆者の設定について、手鑑制作者の意圖を推察してみよう。三

筆、三跡の自筆と稱して手鑑に貼り込むためには、一見してそれなりの年代觀と風格と稀少性が感じられる筆跡でなければならない。たとえば平安前期の書寫でも佛典であれば相當數残存しているが、空海はともかく、嵯峨天皇、橘逸勢の筆跡とするには佛典では珍しさに缺ける。後世に流行する『白氏文集』では書風の年代觀が合わないことも、目の肥えた手鑑制作者であれば承知していたであろう。その結果、嵯峨天皇、逸勢の筆跡として外典の日本古鈔本が紛れ込んだことが想定される。

付言すると、現在唐鈔本として國寶や重要文化財に指定されている典籍類は、ほとんどが一旦廢棄された後、裏面が聖教に再利用されたため、長年にわたって人知れず傳來し、幕末明治期になって再発見されたものである。比較的早くに見出された『王勃集』は稀なケースであり、この種の漢文資料が手鑑の素材となることは、ま

ずなかった。したがって、能書の筆跡として手鑑に見える断簡の大半はおおむね平安時代の書寫であると判断して誤りはないものと考えられる。

(2) 僧侶

僧侶、特に鎌倉時代以降の禪僧を傳稱筆者とする切に、漢籍が選ばれることが少なくない。『藻鹽草』は、江戸時代に鑑定を家業とした古筆家に傳わった規範的な手鑑の一つであるが、その裏面の僧侶が筆者名として竝ぶ部分の一部は次のようになっている。

- 208. 傳 宗峰妙超 老子道德經河上公章句第一断簡 (佐保切)
- 209. 傳 玄惠 古文尚書孔氏傳卷第五断簡 (伯耆切)
- 210. 傳 虎關師鍊 漢詩文断簡 (卷物切)
- 211. 傳 夢窓疎石 詩色紙 (三浦色紙)

後の2件は原典が未詳であるが、僧侶にふさわしい筆跡の一類型として漢詩文が選ばれていることが理解いただけよう。もちろん、量的な残存としては佛書のほうが壓倒的なので、外典の漢籍が選ばれる例は少ないが、手鑑制作の上で「僧侶と漢文」という觀念の結び付けが強かったことがうかがえる。前者2件はいずれも界線を引いた料紙に整然と楷書で書寫した上に朱・墨の訓點を加えている。手鑑では僧侶を筆者に充てているが、現存する古寫本の傳來狀況(たとえば京都大學附屬圖書館所藏の清家文庫本)と比較すると、實際は博士家など公家の學者が代々書寫を繰り返してきたものと見たほうが適切である。より詳しい傳來は訓點の系統の検討などによってある程度の推測が可能であろう。上記2點の成立年代は、傳稱筆者の活動期間として大きな違和感はなく、鎌倉時代から南北朝時代(13～14世紀)として問題ない。

同じ禪僧でも、やや時代の下がった南北朝～室町時代のいわゆる五山僧を傳稱筆者とする一群の切も見られる。ただ、五山僧は自ら詩文を作り、漢學を講じたので、切となっている資料がすべて中國傳來であるわけではない。自作の詩であったり、日本國內での編纂物であったり、抄物の文章であったりという場合が多く、判別に困難を生じるところである。これも例をあげるならば、石川縣立美術館所藏の手鑑⁶に次のように竝んだ部分がある。

- 153. 傳 沒倫紹等 三體詩注
- 154. 傳 春浦宗熙 未詳佛書
- 155. 傳 大林宗套 漢詩
- 156. 傳 古溪宗陳 書狀

4 道坂昭廣:傳橘逸勢筆「詩序切」と上野本『王勃集』の關係、『王勃集』と王勃文學研究, 2016。

5 『古筆手鑑大成』第4卷, 1985。

6 『古筆手鑑大成』第13卷, 1993。

- 157. 傳 大愚宗演 楊萬里「糖霜」
- 158. 傳 策彦周良 和歌
- 159. 傳 虎關師鍊 未詳佛書
- 160. 傳 乾峯士曇 未詳漢詩
- 161. 傳 横川景三 未詳漢籍
- 162. 傳 横川景三 未詳漢詩文

名前のあがるのは何れも日本中世の禪僧であるが、確實に筆者と同定できる事例はなく、いずれも切の形式、内容に相應する筆者名を充てたにすぎない。内容を見ると、たとえば153は本文中にカナが交るので、『大成』の編者が指摘するように抄物など日本禪僧による注釋書であり、157は楊萬里の詩だが、本人の詩集ではなく、天隱龍澤が室町時代中期に編纂した『錦繡段』からの抜書と見られる。また162の場合『大成』は漢詩文とするが、「黃面老」「白衣仙」「十九說法」「千江有月」といった佛教語を使用した對句が目立つので、法語の類かと想像される。160に至っては語彙から見ると艶詩らしい。

このように、傳稱筆者が五山僧に充てられている場合は、切もそれに見合ったさまざまな内容のものが選ばれているようで、出典の同定と評價は困難が豫想される。蓄積の厚い既往の禪林文藝研究を手がかりとして、切の形式や本文の分類を行う必要がある。

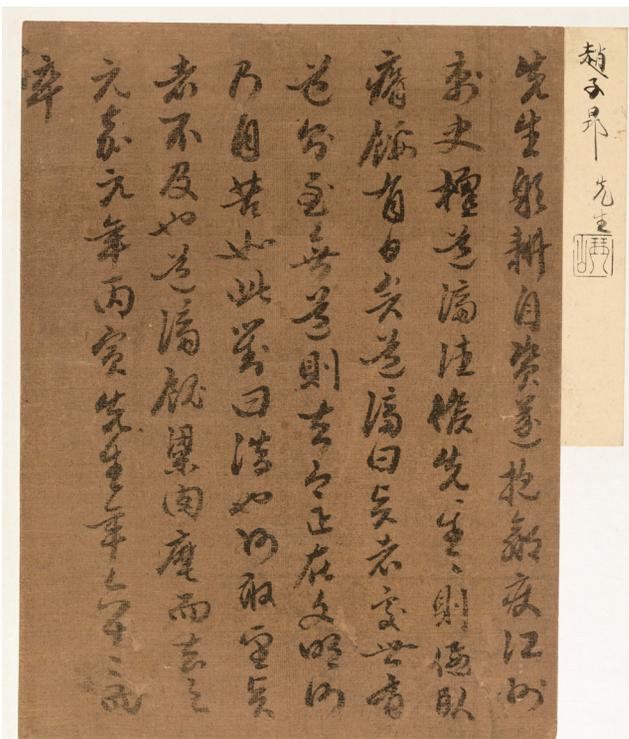


圖2：手鑑「毫戦」（東京國立博物館所藏）

(3) 中國、朝鮮の文人、書家

手鑑によっては中國や朝鮮の文人や書家を傳稱筆者とする切をまとめて収録するものがある。

東京國立博物館所藏の手鑑「毫戦」最末尾には「趙子昂」の極札のついた絹本の斷簡があり、本文は「先生躬耕自資、遂抱羸疾、江州刺史檀道濟往候、先生則偃臥瘠餒有日矣」云々で出典未特定だが、陶淵明の傳記の一部である。この切の前後はそれぞれ「黃庭堅」と「張即之」の大字書となっている（圖2）⁷。手鑑には中國傳來の筆跡が缺かせないという手鑑制作者によって、これまたそれにふさわしいと考えらえた作品の席が設けられたのである。

3. まとめ

手鑑に含まれる漢文資料について、傳稱筆者の類型に基づきいくつかの事例をとりあげてみた。傳稱筆者の規定は通常かなり恣意的であるが、手鑑制作者の頭にある筆者のイメージを反映した切の選定が行われるので、類型別の一群の切は比較的似通ったものが集まる傾向が生じることは、以上の簡単な検討でも是認していただけるであろう。とは言え、そのあり方はかなり多様で、個別の切についてかなりの努力を注いで調査を行わなければならない。

最初に述べたとおり、手鑑の中で漢文資料の占める割合はきわめて小さく、これを求めて各所に分散している手鑑をめくってゆくのは手間のかかりすぎる話である。今後豫想されるさまざまな資料畫像データの公開の餘滴として、わずかな斷簡でも見逃すことのないように、調査のためのある程度の枠組みを構築しておくべきであろう。

7 畫像は東京國立博物館の「畫像檢索」<http://webarchives.tnm.jp/imgsearch/>内の、畫像番號 E0059993, E0059994 で参照できる。

王勃の祭文について 王勃集卷二十九

京都大學大学院人間・環境學研究科 道坂 昭廣

日本に傳わる王勃の文集は、正倉院藏『王勃詩序』一卷（以下、正倉院本）の他に、卷二十八（上野家所藏。以下、上野家本）と卷二十九卷三十が繋がれて一卷とされたものがある（富岡氏藏、現東京國立博物館所藏。以下、富岡本）。

正倉院本は、楊守敬が『日本訪書志』で、一部の作品を紹介したことで世に知られた。その後正倉院本中の佚文（傳存作品については校勘記を作成した）と上野家本に、卷二十九から切り取られた祭文一篇（「祭高祖文」）を羅振玉が翻字し、『王子安集佚文』の名で1918年に刊行した。この書は、1977年臺灣大化書局より蔣清翊注『王子安集注』の附録として景印され、1995年、上海古籍出版社からも『王子安集注』とともに排印出版された。ただこの『佚文』は、羅振玉が「……京都老友富岡君（謙藏）、別藏王子安集卷廿九及卷三十、與上野氏殘卷同出一帙。予曾披覽、勸君搗影印以傳之。君搗唯唯、意若有待者。今此集刊行、君搗或亦將出其珍秘而傳之藝林乎。企予望之矣。戊午八月上虞羅振玉書」と序に言うように、卷二十九卷三十は掲載できなかった。その後、彼は富岡本の景印を得て、この二卷を含む『王子安集佚文』を再度刊行した。それは「此編輯於戊午（1918年）仲秋。又三年、日本京都大學郵寄富岡氏所藏卷廿九及卅殘卷印本至、乃重加校録、先後共補佚文卅篇附録文五篇。付京師手民、再刻之。壬戌（1922年）十月羅振玉」（『永豐鄉人雜著續編』所收『王子安集佚文』序）

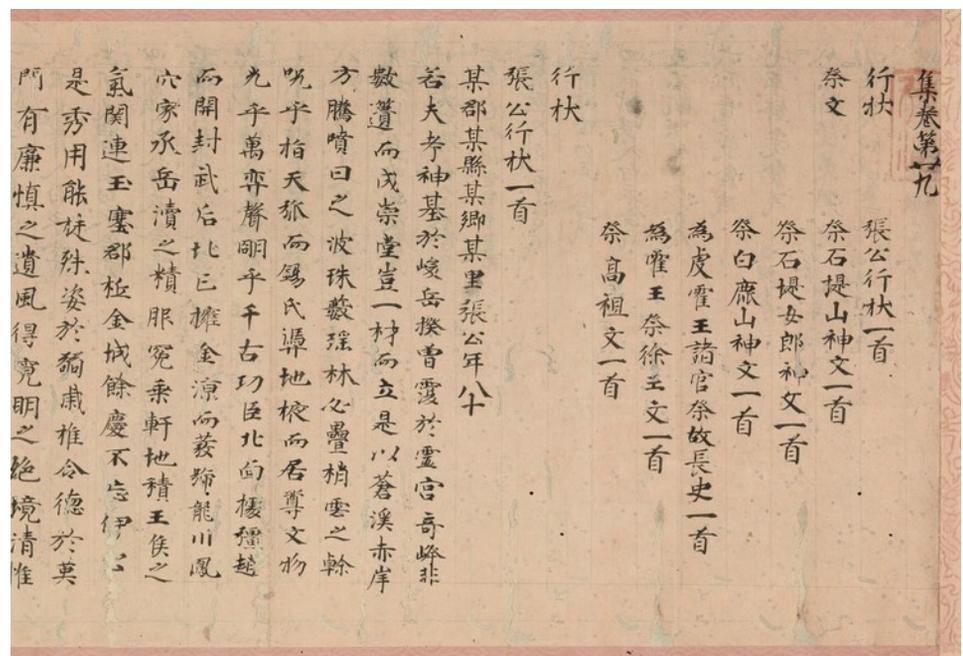
と言うように、單に卷二十九卷三十の作品を加えただけでなく、1918年本を改訂し、より完全な『王子安集佚文』を作ったのである。湖南は18年本に對して「但だ羅叔言の校録は其平生の精審に似ずして、特に訛脱多ければ、信賴して世に傳ふるに足らず」（「正倉院尊藏二舊本に就きて」（初出は『支那學』第三卷一號1922年。『研幾小録』（1928年弘文堂）所收）と批判する。確かに關西大學圖書館内藤文庫に所藏される『王子安集佚文』には、湖南による校勘の文字が大量に書き込まれている。

しかしその幾つかは22年本では訂正されている。本來、『王子安集佚文』は1922年改訂本こそが用いられるべきなのである。

さて、日本に傳わる王勃の佚文は、現在陳尚君『全唐文補編』（中華書局2005年）によって見る事ができる。しかし臺灣大化書局本・上海古籍出版社本がともに1918年版の『佚文』を用いていることもあり、これまで富岡本が考察の對象とされることは少なかった。

王勃集卷29と卷30は、本來それぞれ獨立した1巻であったと思われる。卷29最後の作品「祭高祖文」が失われたことを隠すために、卷30の卷頭を切り取り、「爲霍王祭徐王文」のあとに直接作品を張り繼いだと考えられる。そのため、卷30が、現在の作品から始まっていたのかどうかはわからない。

王勃集卷30は、王勃以外の人物の手になる作品が纏められている。卷29は、行狀1篇と、祭文6篇からなり、内藤湖南が「富岡氏藏唐鈔本王勃集殘卷」（初出は『支那學』第一卷六號1921年。『研幾小録』所收）及び景印本に付された跋文において、各作品の内容を考證している。ただ、文學作品としての觀點からの紹介は、現在に至るまであまりないように思う。行狀は中國にも1篇が傳わる。しかし、祭文というジャンルの王勃の作品は、中國に傳わらない。ジャンルとして貴重であるだけでなく、王勃の文學、また同時代における彼の文學を考えるうえで、重要な資料であるように思われる。そこで、



王勃集卷廿九（東京國立博物館所藏）

今回は、特に巻 29 の祭文を紹介しつつ、王勃の文學においてこれらの作品が持つ意味について、私の考えを述べたい。なお、この巻は現在、東京国立博物館の e- 國寶の一つとして、WEB 上に公開されている。

王勃集巻 29 所載祭文 6 篇は、作成時期の順に並び替えると次のようになる。

- 1、「祭白鹿山神文」雨を祈る祭文。
- 2、「爲霍王祭徐王文」徐國王の死を哀悼する祭文。
- 3、「祭石堤山神文」「祭石堤女郎神文」雨を祈る祭文。
- 4、「祭高祖文」交趾に向かう際、淮陰の漢高祖廟で旅の安全を祈った祭文。
- 5、「爲虔（霍王・誤寫と考えられる）諸官祭故長史」虔州（現在の江西省）で、その地の役人の依頼で彼らの同僚を祭った文。

『文選』の〈祭文〉は、死者を祭る韻文が 3 篇（〈弔文〉は 2 篇）のみである。しかし明・吳訥『文體明辨序説』によると「按祭文者、祭奠親友之辭也。古之祭祀、止於告饗而已。中世以還、兼讀言行、以寓哀傷之意、蓋祝文之變也。其辭有散文、有韻語、有儷語、而韻語之中、又有散文、四言、六言、雜言、騷體、儷體之不同」（祭文）と解説する。續く〈弔文〉は「按弔文者、弔死之辭也」と説明し、文體については、「大抵弔文之體、髣髴楚騷、而切要惻愴……」と言う。王勃の祭文は、『序説』言う「祭奠親友」、即ち死者を哀悼する 2 篇と、「古之祭祀」を引き継ぐ、神に雨を祈る 3 篇、そして〈弔文〉の定義にあてはまる 1 篇である。また文體についても、『序説』の説明通り、駢文と韻文の兩種がある。

1 は、蜀に滞在時期、王勃の庇護者であった梓州九隴縣令柳（太）易の命で作られた。内藤湖南が指摘するように、正倉院本「夏日仙居觀宴序」は、この祭文と同時の作である。雨を乞う祭事があり、宴會も開かれたのである。

山や河の神に祈りを捧げる祭文は古くよりある。南北朝時期より、4 字句を主としつつ 6 字句を交えた韻文の祭文が増えてゆく。例えば『藝文類聚』〈禮部・籍田〉に載る謝朓「爲隨王祭東耕文」、梁元帝「祭東耕文」や〈災異・祈雨〉の陸倕「請雨賽蔣王文」は 4 字句韻文である。一方、晉の曹毗「請雨文」や梁簡文帝「祭灰人文」は、4 字句を基本に 6 字句を交えた韻文である。梁の任孝恭「賽鍾山蔣帝文」のような駢文の祭文もあるが、神に祈る祭文は、唐に入っても韻文が多くを占め駢文は少ない。ところが王勃の「祭白鹿山神文」は、極めて整然とした駢文で作られている。

以下、對句構成がわかり易いように行を分けるとともに、平を○、仄を●で表記し紹介する。

維年月日。九隴縣令柳明獻。謹以某之奠、敬祭白鹿山神之靈。
 惟神 極天標鎮、裂地裁基。邑玉壘而爲雄、綰銅陵而作固。
 ○ ●、● ○。● ○、○ ●。
 丹崖峻阜、奠川澤之幽源；碧洞神墟、洩乾坤之寶氣。
 ○ ●、● ○；● ○、○ ●。
 靈機密應、變霜露於迴旋；妙鍵潛融、運雷霆於指顧。
 ○ ●、● ○；● ○、○ ●。
 明獻 才不逮古、德不洞微。牽帝幸於朱絲、荷朝耀於墨綬。
 ●、○。● ○、● ●。
 雖臨下以怨、補遇以勤；而望闕歲功、澤褰時雨。
 ● ●、● ○；● ○、○ ●。
 齊庭候鳥。傒丹景而方降；葉縣圖龍、仰玄雲而不接。
 ○ ●、● ○；● ○、○ ●。
 是用 馳心絕磴、驪影重巒。舉紫館而推誠、赴玄壇而潔祀。
 ○ ●、● ○。● ○、○ ●。
 間（譯作）溪為薦、望南畝以克勤；黍稷非馨、指西郊而杼柚。
 ○ ●、● ○；● ○、○ ●。
 伏願 遠流仙霽、曲降靈滋。徵電文於南宮、召雲師於北陸。
 ○ ●、● ○。○ ○、○ ●。
 俾夫 應先群望、潤被隣城。家喧九穗之謡、戶溢雙岐之詠。
 ○ ●、● ○。○ ● ○、● ○ ●。
 則 班連未遠、俱忘廢職之憂；臨撫是同、共受司存之賞。
 ○ ●、● ● ○；● ○、● ○ ●。
 有均榮辱、無隔幽明。神而有靈。伏惟尚嚮。
 ○ ●、● ○。○ ○、○ ●。

6 組の隔句對を使用し、句末の平仄配置は、全て原則通りである（駢文の平仄配置については鈴木虎雄『駢文史序説』を参照）。2 の「爲霍王祭徐王文」も駢文を用いた祭文である。徐王は咸亨 3 年に死去し（『舊唐書』巻 64 高祖二十二子 徐王元禮傳）、王勃の年譜に當てはめると、蜀より歸京後、虢州赴任前になる。

駱賓王「祭趙郎將文」や宋之間「爲宗尚書祭梁宣王文」のように、駢文を用いながら後半部分で押韻する作品もあるが、駢文の祭文は唐太宗「祭原州瑞石文」や宋之間「祭禹廟文」など數篇で、王勃の活動時期までさほど多くはない。この点から考えるならば、王勃の 2 篇の作品は、新しいタイプの祭文と稱することが可能である。

王勃の蜀地滞在は、沛王府を追われたことを契機とする。彼にとっては失意の生活であったが、その地での文學的成熟は楊炯「王勃集序」が指摘するところである。また、その成熟を促した人物として盧照鄰を挙げることができるが、盧照鄰とともに、九隴縣令の柳明獻（（太）易）も、祭文や碑文、詩序を依頼することによって、彼の文學を成長させた人物であった。「祭白鹿山神文」の

作成に當っても、王勃自身また依頼者の柳明獻に一種革新的な意圖があったのかもしれない。

駢文を用いた祭文は王勃の時期まで多くはない。しかし韻文の作品においても4字句のみで綴られた祭文は、王勃の時期には少なくなっている。早く陶淵明「自祭文」も、4字句に6字句を交える。唐では王勃の大叔父にあたる王績は、4字句のみの韻文2篇と、4字句を基礎に6字句を交える韻文が2篇である。宋之間の「祭楊盈川文」のように4字94句を連ねる作品があるものの、韻文の祭文は、4字句と6字句を組み合わせた作品が主流である。古くよりある4字句のみの祭文は一種アルカイックな雰囲気意識されたように思われる。駢文を用いた祭文を作った王勃は、虢州參軍時期4字句のみの韻文の祭文を作る。

祭石堤山神文

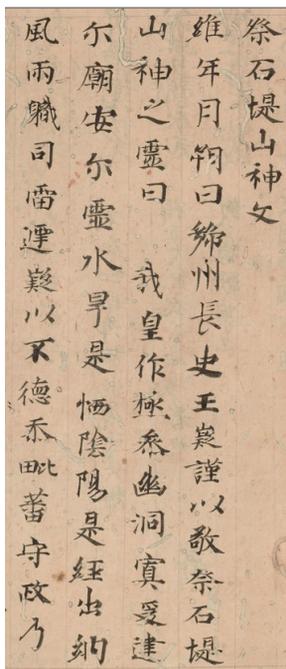
維年月朔日、虢州長史王嶷、謹以敬祭石堤山神之靈曰、

我皇作極、參幽洞冥。爰建爾廟、□安爾靈。水旱是恧、陰陽是經。出納風雨、職司雷霆。(下平15青)

嶷以不德、忝毗蕃守。政乃其空、神降之咎。石燕潛翼、泥龍矯首。澤不時行、年斯何有。(上聲44有)

敢修祀典、幸垂多福。無曠幽位、用尸冥祿。發電南宮、徵雲北陸。丹款是照、蒼生是育。(入聲1屋)

我有信誓、豐穰是求。我有典禮、牲牢已周。除人之瘼、時乃之休。無爽靈應、作神之羞。尚饗。(下平18尤)



祭石堤山神文

なお、韻文部分の第3句第4句、陳尚君は「爰建爾廟安爾靈」とする。王勃集卷二十九の當該部分も確かに「廟」と「安」の間に文字はない。しかし、この祭文の他の部分は、四字句、偶數句末押韻、8句毎に換韻している。同時に作られたと思われる「祭石堤女郎神文」も4字句押韻、8句毎に換韻という同じスタイルである。このことから私はこの部分は、鈔寫の際の書き落としがあると考え、「爰建爾廟、□安爾靈」とした。

この2篇は、オーソドックスな祭文の形式を踏襲するものである。王勃より

以前の時代から作られ、王勃と同時期、更に王勃以後も用いられる形式である。しかし、この後、交趾(廣州)へ向かう途上、虔州の官僚たちの依頼を受け、彼らの同僚の死を悼む祭文「爲虔州諸官祭故長史文」を制作したことを考えると、王勃は意圖的にこの古い形式を使用したことが分かる。虔州で作られた祭文は4字句と6字句で構成され、10句ごとに韻を變える。先に述べたように、このような形式の祭文は、王勃の時期の祭文の主流的な文體であった。このような、いわば當時流行の文體を用いた祭文がある以上、虢州時期の2篇のアルカイックな祭文は、「祭白鹿山神文」と同じく、王勃自身、依頼者虢州長史王嶷の意志かは分からないが、少なくとも選擇された文體であったことは明らかである。

交趾に向かう途上淮陰で、王勃は「祭高祖文(過淮陰謁漢祖廟祭文奉命作)」を作る。この祭文は、4字句から7字句を用い、偶數句で押韻し、一韻到底である。『序説』にいう騷體の祭文の一つである。この祭文がもつ重要性は、「王勃南行考」(『王勃集』と王勃文學研究)2016年、研文出版社)で述べたので、ここでは繰り返さない。このような『文選』〈弔文〉を發展させた騷體の祭文は、王勃と同時期の楊炯・宋之間にも見られる。しかし彼ら以前の祭文では、ここまで技巧を凝らした作品は容易に發見できない。駢文の祭文以上に、當時の先端的文體の祭文であった。

王勃の祭文作品は、中國に残っていない。卷二十九はその意味で既に貴重である。更にその作品は、4字句押韻のアルカイックな雰囲気を持つものから、4字句に6字句を交え、規則的に換韻するという當時多く用いられた形式、整った駢文、更には騷體と、様々な文體が用いられていた。6篇の祭文は王勃という文學者の技量を示す作品群だったのである。更にまた、「祭高祖文」の依頼者が交趾縣令たる父であることも含めて、祭文はすべて依頼を受けて作られた作品であった。このことは、王勃の生涯と當時における彼の文學者としての位置を強く示唆する。

祭文作品が傳わらない盧照鄰については一先ずおき、駱賓王(1篇)、楊炯(4篇)、そして宋之間(8篇)等同時代の文學者の作品を併せ考えると、整った駢文、三種の韻文を用いる王勃の作品は、正に初唐の祭文と稱することができる。「王楊盧駱當時體」の「體」が具體的に何を指すかについて問題はあるが、同時代のこのジャンルの文體を網羅する王勃の祭文は、その意味で「當時體」の一面を具體的に示すものであったと言えよう。少なくともこれら祭文作品からも、王勃が初唐を代表する文學者であったことを確認することができるのである。

神田本『白氏文集』卷第三裏書に見える「會要」記事について

京都大學大学院人間・環境學研究科 辻 正博

2014年12月19日・22日の二日間にわたり、本科研費による文獻調査が京都國立博物館において行われ、わたくしも参加を忝くした。兩日の調査内容は、本ニューズレター No.2 (2015年7月刊行)の「活動記録」に詳しい¹。小文では、その時に閲覧した典籍のうち、館藏の神田本『白氏文集』卷第三裏書に見える「會要」記事について、卑見を申し述べたく思う。

神田本『白氏文集』として知られるこの古鈔本は、「新樂府」を内容とする卷第三・四の二軸から成る。嘉承2年(1107)頃に書寫された本文に、文章博士藤原茂明が天永4年(1113)に加點したことで知られ、『白氏文集』の訓點本としては現存最古のものとなる。その書誌學的事項については、太田次男「神田本白氏文集の研究—本文を中心に—」(太田次男・小林芳規『神田本白氏文集の研究』勉誠社、1982年所収)に詳しい。

小文で取り上げる「會要」(以下、裏書「會要」と略稱)の記事は、神田本『白氏文集』卷第三の裏書に見え、天永4年、藤原茂明が加點とともに書寫したと考えられている。古典保存會による複製書刊行の第二期所収『文集卷第三』(1927年)に「裏書」としてそのコロタイプ圖版が掲載され(圖1・圖2)、さらに前掲『神田本白氏文集の研究』(70頁)に、出典に関する情報とともに、太田氏による録文が「書入翻字文」として發表された。

まず、太田氏による翻字を参照しつつ、以下に録文を示しておく(番號と見出しは「書入翻字文」のもの。踊り字を含めて、文字は正字に統一した。〈〉は小字注を、/は改行を示す)。

⑭捕蝗

穆宗

貞元元年四月、自春大旱、麥枯死、禾無苗。關中有蝗、百姓捕之、蒸暴、/颺去足翅而食之。五月、有蝗起自東海、西至隴坻、群飛蔽天、旬日不/息、所至苗稼無遺。〈見同書〉

⑮文皇仰天吞一蝗

太宗貞觀二年六月十六日、終南等縣蝗。上至苑中見蝗、掇數枚、而咒之/曰、人以穀爲命、而汝食之、是害於百姓、有過在予一人、爾其有靈、但當蝕我、/無害百姓。將吞之、侍臣曰、恐致疾。遽來諫止。上曰、所冀移災朕躬、何疾之/避。遂吞之。自是蝗不爲災。〈見會要〉

小字注は出典を示しており、⑭に「同書」と記すのは、⑮の出典「會要」に同じ、の意である(裏書では登場順

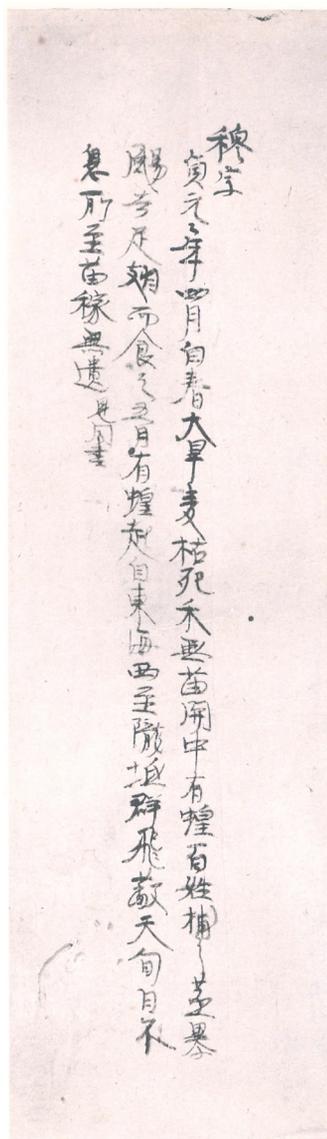


圖1 裏書「會要」記事
⑭捕蝗 (古典保存會版)

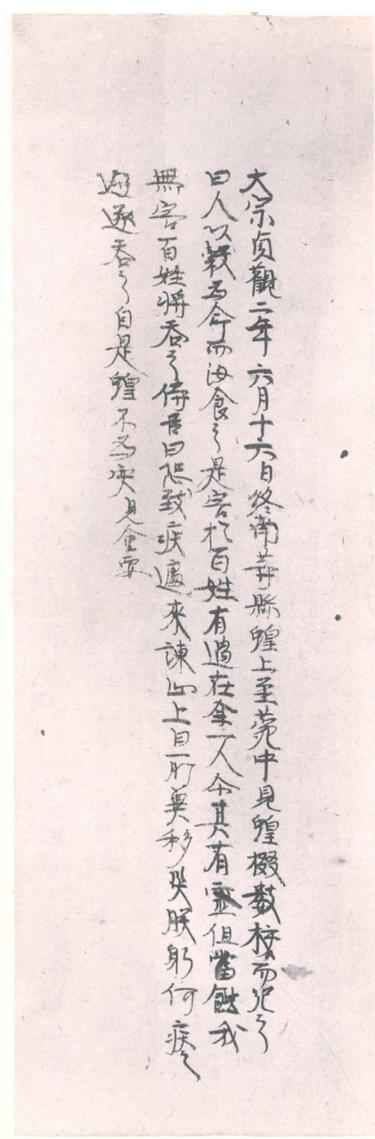


圖2 裏書「會要」記事
⑮文皇仰天吞一蝗 (古典保存會版)

1 以下のURLにて閲覧が可能である
(2017年12月20日確認)。

<http://www.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~takata/Kaken/NO2.pdf>

が⑮→⑭となるため)。なお、⑭冒頭の「穆宗」は、裏書が「徳宗」を書き誤ったものであろう。

さて、太田氏は、⑭・⑮の兩條の出典として王溥『唐會要』の相當記事を示し、ともに「今本」と異同があるとする。王溥『唐會要』は、北宋・建隆2年(961)に太祖に進呈された。これまで通行本とされてきた武英殿聚珍版『唐會要』(以下、武英殿本と略稱)の該當箇所には、

⑭の相當記事(卷四四、螟蟻)

興元元年四月、自春大旱、麥枯死、禾無苗。關中有蝗、百姓捕之、蒸暴、颺去足翅而食之。明年五月、有蝗起自東海、西至隴坻、群飛蔽天、旬日不息、所至苗稼無遺。

⑮の相當記事(卷四四、螟蟻)

貞觀二年六月十六日、終南等縣蝗、上至苑中、掇蝗數枚、呪之曰、人以穀爲命、而汝食之、是害吾百姓也、百姓有過、在予一人、爾若有靈、但當蝕我、無害百姓。將吞之、侍臣曰、恐致疾。遽來諫止。上曰、所冀移災朕躬、何疾之避。遂吞之。自是蝗不爲災²。とある。

⑭について、裏書「會要」が「貞元元年」、「五月」と記すところを、「今本」はそれぞれ「興元元年」、「明年五月」に作ると太田氏が指摘していることから、氏の所謂「今本」とは武英殿本を指すと思われる。

武英殿本については、『文淵閣四庫全書』所收本(以下、「文淵閣本」と略稱)や舊鈔本との比較の結果、文字の異同のみならず構成の上でも相當の違いがあることが、先學によって指摘されている³。⑭についても、たとえば文淵閣本の字句は、裏書「會要」と同じである。おそらく武英殿本は、他の史料⁴に據って文字を改めたので

2 ⑮についても、太田氏は「今本と若干相違あり」と注記するが、こちらは主として武英殿本における文字の誤脱に因るものである。たとえば『四庫全書』本では、「上至苑中」と「掇蝗數枚」の間に「見蝗」二字が存し、「數枚」と「呪之」の間に「而」字が存する。武英殿本で「害吾百姓」とあるのを『四庫全書』本では「害于百姓」に作る。裏書「會要」が「太宗」を「大宗」と書き誤り、『四庫全書』本が「苑」を「苑」とする點を除けば、裏書「會要」と『四庫全書』本との間に異同は無い。

3 古畑徹『唐會要』の諸テキストについて(『東方學』78、1989年)、同『唐會要』の流傳に關する一考察(『東洋史研究』57-1、1998年)、劉安志『唐會要』“補亡四卷”考(『魏晉南北朝隋唐史資料』33、2016年)、劉安志・李艷靈・王琴『唐會要』整理與研究成果述評(『中國史研究動態』2017年第4期)など。

4 『舊唐書』卷37、五行志。
興元元年秋、關輔大蝗、田稼食盡、百姓饑、捕蝗爲食、蒸曝、颺去足翅而食之。明年夏、蝗尤甚、自東海西盡河隴、群飛蔽天、旬日不息。經行之處、草木牛畜毛、靡有子遺。

あろう。それはさておき、裏書「會要」の記事を、文淵閣本と一致することを根據として、王溥『唐會要』からの引用と見なしてよいかと言えば、ことはさほどに單純ではない。

『四庫全書總目提要』(卷81、史部政書類)によれば、『四庫全書』本『唐會要』は浙江・汪啟淑家藏本を底本とし⁵、これに校訂・補入を加えたものであり、前掲二條の記事について言えば、

〔『四庫全書』本〕〔舊鈔本⁶〕

貞元元年 → 正元元年

貞觀二年 → 正觀二年

の如き異同がある。舊鈔本が「貞」字を「正」字に作るのは、北宋・仁宗(趙禎。在位1022～1063)の諱を避けたものに他ならない。これら舊鈔本は南宋・高宗期のテキストに基づく⁷とされる⁷が、裏書「會要」の文字にこの避諱が認められないということは、裏書「會要」が

① 仁宗朝以前に作られた『唐會要』のテキスト

② 王溥『唐會要』以前の「會要」のテキスト
のいずれかに依據していることを意味する。

王溥『唐會要』は、それに先行する蘇冕『會要』40卷(唐・徳宗朝に成立)と崔鉉『續會要』40卷(宣宗朝に編纂)の内容に、宣宗朝以降の事項を附加して全100卷としたものである。清初に至るまで『唐會要』はすべて鈔本として傳存したが、北宋の慶曆年間(1041～1048)には蘇州で刊刻されたとする説もある⁸。また、元豐(1078～1085)頃に編まれた高承『事物紀原』には『唐會要』からの引用記事が散見する。しかしこれらはいずれも仁宗朝以降のことであり、前掲①の如き『唐會要』のテキストが、12世紀初頭の平安京で文章博士らによって関

5 すでに知られているように、『四庫全書』各本の間でも字句の異同がある。但し、今回、文淵閣本と『天津閣四庫全書』第201冊(商務印書館、2005年。中國國家圖書館藏本を影印)所收の『唐會要』について見たところ、以下で問題とする箇所については、字句の異同が無かった。

6 故宮博物院(臺北)圖書文獻館舊鈔本、國家圖書館(臺北)藏舊鈔本、靜嘉堂文庫所藏舊鈔本、中國國家圖書館(北京)藏常熟瞿氏舊藏鈔本の4種の舊鈔本はいずれも、同じ字句に作る。

7 前掲、古畑『唐會要』の流傳に關する一考察、104頁。

8 靜嘉堂文庫藏舊鈔本『五代會要』、文彥博(1005～1096)題跋。
本朝故相王公溥撰唐及五代會要、凡當時制度沿革、粲然條陳無遺。唐會要已鏤版于吳、而五代會要未甚傳。彥博家藏善本、比至蜀、請官參用正史考覈、亡訛謬、且刻以傳。慶曆六年四月望日、樞密直學士・尚書吏部員外郎・知益州事・充益州路兵馬鈐轄文彥博題。

覽されたとは考え難い。つまり、裏書「會要」は、王溥『唐會要』以前の「會要」テキストに據ると思われるのである。

では、その「會要」とは何か。言うまでもなくそれは、王溥が『唐會要』編纂に際して参照したとされる蘇冕『會要』に他ならない。筆者は以前、『政事要略』所引の「會要」記事について、それが蘇冕『會要』からの引用であることを明らかにした⁹。『政事要略』は、平安中期の明法博士惟宗允亮が撰述した法制・政務に関する書物であり、その成立は長保4年(1002)とされる。該書所引の「會要」記事は、従来、王溥『唐會要』に據ると考えられてきた¹⁰が、実は8世紀末頃に編まれた蘇冕『會要』から引かれたものだったのである。

11世紀初頭に成立した『政事要略』から約100年を経て書寫された裏書「會要」もまた、蘇冕『會要』からの引用であるとすれば、王溥『唐會要』がわが國に傳來したのはいつ頃のことなのか。藤原茂明が参照した「會要」テキストが蘇冕『會要』であったことの傍證として、少し言及しておきたい。

藤原通憲(信西。1106～1160)は、當代隨一の公卿學者として知られ、その圖書目録『通憲入道書目録』には數多の漢籍が著録されている。いま、宮内廳書陵部所藏鈔本(伏見家本)に據り、その「第卅一櫃」の記事を以下に引用する¹¹。

會要第一帙(十三卷) 同第二帙(十二卷)

第三帙(十卷) 同第四帙(八卷)

書名が『唐會要』ではなく『會要』であること、刻本ではなく卷子本であると思われること¹²、合計卷數(43卷)が蘇冕『會要』の40卷に近いこと等から、目録所載の「會要」は蘇冕『會要』である可能性が多分にあると思う。

興福寺所屬の雅樂家こまちかざね狛近眞(1177～1242)の著した『教訓抄』(天福元年(1233)に成立)にも、3箇所ほど

「會要」からの引用が見られる¹³。いま、一例のみを挙げる¹⁴。

會要曰。高祖受禪、軍國多務、未遑改創、樂府尚用隋氏舊文。武德九年正月十日、始命太常少卿祖孝孫考正雅樂。至正觀二年六月十日、樂成、奏之。太宗謂侍臣曰「禮樂之作、蓋聖人緣物設教、以爲擗〔節〕理之興替¹⁵、豈此之由」。御史大夫杜淹對曰「前代興亡、實由於樂。陳之將亡也、爲玉樹後庭花、齊之將亡也、而爲伴侶曲、行路聞之、莫不悲泣。所謂亡國之音也。以是觀之、蓋樂之由也」。太宗曰「不然。夫音聲能¹⁶感人、自然之道也。故歡者聞之則悅、憂者聽之則悲。悲悅之情、在於人心、非由樂也。將亡之政、其民必苦、然苦心所感、聞之則悲耳。豈樂聲哀怨、能使悅者悲乎。今玉樹後庭花・伴侶之曲、其聲俱存、朕當爲公奏之、知公必不悲矣」。尚書右丞魏徵進曰「古人稱、禮云禮云、玉帛云乎哉、樂云樂云、鐘鼓云乎哉。樂在人和、不由音調」。上然之。

この記事で注目すべきは、「貞觀」を「正觀」と記している点である。『教訓抄』執筆の段階では避諱の必要などないのであるから、近眞が基づいたテキストが「正觀」に作っていたと考えるべきであろう。とすれば、そのテキストは、北宋・仁宗朝以降に作られた鈔本もしくは刻本ということになり、王溥『唐會要』(卷32、雅樂上)の可能性が高い。つまり、13世紀前半の南都においては王溥『唐會要』のテキストを見ることが可能であったと思われるのである。

《附記》本研究は、JSPS科研費25244015、17H01643、15H05160の助成を受けたものです。

9 拙稿「『政事要略』所引〈會要〉内容小考」(第3屆「中國法律史前治問題」學術研討會報告、2017年11月、廈門大學)。

10 たとえば、『新訂増補國史大系』所收校訂本(吉川弘文館、1964年)では、『政事要略』所引の「會要」記事を王溥『唐會要』に據って校訂されている。

11 「書陵部所藏資料目録・畫像公開システム」により、モノクロ畫像を閲覽することが可能である。
http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0020-56208 (2017年12月20日最終確認)

12 太田晶二郎「日本漢籍史札記」の(四)注疏本の始まり(1955年初出。『太田晶二郎著作集』第1冊、吉川弘文館、1991年)320頁、注六。

13 日本思想大系『古代中世藝術論』(岩波書店、1973年)所收本による。なお、竹居明男『『教訓抄』引用書名索引ならびに史實年表(稿)―『教訓抄』研究ノートから―』(『古代文化』32-9、1980年)を参照。

14 前掲、『古代中世藝術論』50頁。引用は、國立公文書館(内閣文庫)所藏『教訓抄(舞樂雜錄)』(『内閣文庫所藏史籍叢刊(古代中世篇)』第5卷所收、汲古書院、2013年。鎌倉期の寫本とされる)に従った(7～8頁)。踊り字を含めて文字は全て正字に改めた。〔〕内の文字は、中國國家圖書館(北京)藏明鈔本『唐會要』(中國國家圖書館藏。「中華古籍資源庫」(<http://mylib.nlc.cn/web/guest/shanbenjiaojuan>)で閲覽可能。2017年12月20日確認)により補った。

15 この句、武英殿本では「擗節治之隆替」に作る。「理」「興」を唐代の避諱と見なして文字を改めたのであろう。なお、文淵閣本は、それぞれ「治」「興」に作る。

16 「能」字、文淵閣本等の『唐會要』には無い。

活動記録 1

京都大學附屬圖書館調査

2016年11月22日及び2017年1月17日の兩日、京都大學附屬圖書館において、同館所藏の重要文化財を含む清家文庫を中心に古寫本の調査を行った。調査し得た書目は以下の通り。

『御注孝經』（重文）、『春秋左氏傳』（存卷7至14）、『尚書』（永正11年寫本）、『大戴禮記』（存卷上）、『藥字抄』（永萬2年寫本）、『新樂府』、『長恨歌』、『長恨歌傳』、『琵琶行』、『琵琶行抄』、『中庸』（弘和2年寫本）、『中庸章句』（天正元年寫本）、『論語』（天正4年寫本）、『論語』（天正19年寫本）、『御請來目錄私記』、『西浦漫筆』、『唐李長吉歌詩』、『白氏長慶集』、『（白氏）文集』（卷四）、『白氏文集目錄』。

調査に当たっては、京都大學附屬圖書館當局に特段の御高配を頂戴した。謹んで感謝致します。



活動記録 2

復旦大學における「日本古寫本與中國典籍」系列講座

2017年12月3日に復旦大學光華樓において開催。もと本科のスタッフによるワークショップとして企画されたが、復旦大學の規定との整合性を確保するため上記の名稱となった。當日の発表題目は、永田知之「京都市的中國學家及其中國典籍日本古寫本研究」、道坂昭廣「王勃集佚文和王勃文學」、藤井律之「東京國立博物館藏淮南子兵略訓小考」、高橋智「關於南北朝期（14世紀）寫本《論語集解》」、玄幸子「關於市立米澤圖書館所藏《困學紀聞》20卷」、田良島哲「見於古筆手鑑の漢籍古寫本」、梁辰雪「日本藏《大唐陰陽書》鈔本初探」、高田時雄「日本古代寫本是否存在過旋風裝？」のとおりで、質議を含めすべて中國語で行われた。ニューズレターの本號には主としてこれら発表の要旨を掲載した。



科研スタッフ紹介

研究代表者：

高田時雄（京都大學人文科學研究所）

研究分擔者：

- 高橋 智（慶應義塾大學文學部）
- 玄 幸子（關西大學外國語學部）
- 田良島哲（東京國立博物館）
- 道坂昭廣（京都大學大學院人間・環境學研究科）
- 藤井律之（京都大學人文科學研究所）
- 永田知之（京都大學人文科學研究所）

連攜研究者：

- 落合俊典（國際佛教學大學院大學）
- 赤尾榮慶（京都國立博物館）
- 辻 正博（京都大學大學院人間・環境學研究科）

外國人研究協力者：

- Irina F. Popova（ロシア東洋寫本研究）
- Stephen F. Teiser（プリンストン大學宗教學部）
- 余 欣（復旦大學歷史學系）

編集補助：

佐藤禮子

今年度活動予定

東京國立博物館古寫漢籍調査を2018年1月30日に豫定。

中國典籍日本古寫本の研究 ニューズレター No. 4

平成30年1月30日發行

編集・發行 京都大學人文科學研究所

科學研究費助成金・基盤研究（A）

中國典籍日本古寫本の研究

〒606-8265 京都府京都市左京區北白川東小倉町47

印刷

中西印刷株式會社